

平成26年

かすみがうら市議会第3回定例会会議録 第2号

平成26年9月8日(月曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

| | | | |
|----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 来 栖 丈 治 君 | 9番 | 佐 藤 文 雄 君 |
| 2番 | 小 倉 博 君 | 10番 | 中 根 光 男 君 |
| 3番 | 川 村 成 二 君 | 11番 | 鈴 木 良 道 君 |
| 4番 | 岡 崎 勉 君 | 12番 | 小座野 定 信 君 |
| 5番 | 山 本 文 雄 君 | 13番 | 矢 口 龍 人 君 |
| 6番 | 田 谷 文 子 君 | 14番 | 藤 井 裕 一 君 |
| 7番 | 小松崎 誠 君 | 15番 | 山 内 庄兵衛 君 |
| 8番 | 加 固 豊 治 君 | 16番 | 廣 瀬 義 彰 君 |

欠席議員 な し

出席説明者

| | | | |
|---------|-----------|-----------------------------|-----------|
| 市 長 | 坪 井 透 君 | 環境経済部長 (併)農業委員会 事務局 長 | 根 本 一 良 君 |
| 副 市 長 | 石 川 眞 澄 君 | 土 木 部 長 | 渡 辺 泰 二 君 |
| 市長公室長 | 木 村 義 雄 君 | 会 計 管 理 者 | 高 田 忠 君 |
| 総 務 部 長 | 小松塚 隆 雄 君 | 消 防 長 | 井 坂 沢 守 君 |
| 市 民 部 長 | 板 垣 英 明 君 | 教 育 部 長 | 飯 田 泰 寛 君 |
| 保健福祉部長 | 金 田 克 彦 君 | 水道事務所 長 | 田 崎 清 君 |

出席議会事務局職員

| | | |
|-------|-----|---------|
| 議会事務局 | 局 長 | 君 山 悟 |
| 〃 | 補 佐 | 乾 文 彦 |
| 〃 | 係 長 | 小 池 陽 子 |
| 〃 | 係 長 | 杉 田 正 和 |

議事日程第2号

日程第 1 一般質問

- (1) 小松崎 誠 議員
- (2) 川 村 成 二 議員
- (3) 佐 藤 文 雄 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 小松崎 誠 議員
- (2) 川村 成二 議員
- (3) 佐藤 文雄 議員

本日の一般質問通告事項一覧

| 通告順 | 通告者 | 質問主題 |
|-----|-------|-----------------------------------|
| | | (質問の区分) |
| (1) | 小松崎 誠 | 1. さくら保育所問題について |
| | | 2. ごみ処理施設の広域化問題について |
| | | 3. 水道料金の値下げについて |
| | | 4. 地域振興について |
| | | 5. 市民の健康づくりについて |
| | | 6. 行政運営について |
| (2) | 川村成二 | 1. 東北被災地に派遣した市職員の業務状況と今後の推進計画について |
| | | 2. 防犯灯LED化の進捗と具体策について |
| (3) | 佐藤文雄 | 1. 放射能汚染から子どもと市民及び地域を守る総合対策について |
| | | 2. 市職員の雇用と人事・処遇について |
| | | 3. 納税対策問題について |
| | | 4. 総合的な子育て支援について |
| | | 5. 国民健康保険について |
| | | 6. 水道事業について (ムダな水開発事業の中止を) |

開 議 午前10時00分

○議長（鈴木良道君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立をいたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。

会議において傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止をされておりますので、静粛に傍聴されますようお願いをいたします。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、通告に基づき市の一般事務についてたずねる場です。したがって、通告外の質問及び市政以外についての質問は認められておりませんので、ご注意を願います。また、各種法令を遵守した上で発言をしていただくことを求めます。

執行部に申し上げます。

能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁を心がけるようお願いをいたします。

日程第 1 一般質問

○議長（鈴木良道君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

7番 小松崎 誠君。

[7番 小松崎 誠君登壇]

○7番（小松崎 誠君）

おはようございます。

まず、坪井市長におかれましては、市長選挙にて見事に当選をされました。まずは市長就任おめでとうございます。かすみがうら市のかじ取り役として、4年間、その手腕を発揮していただきたいと思うところでございます。

今回、就任後初めての一般質問でありますので、市政運営にかかわる所信を中心に、市長の政治姿勢並びに市の当面する諸課題について総括的な質問を行いたいと思います。ご答弁のほど、よろしく願いいたします。

それでは、大きな項目6点について、質問通告の順に従いお尋ねをさせていただきます。

まず、初めに、さくら保育所の問題についてお伺いいたします。

現在、国の保育所運営の考え方は、子ども・子育ての新制度でもわかるように、公立から民間へ移行した考えとなっております。市においても、その考え方に沿うようにと保育所民営化計画を策定し、民営化を進めてきておりますが、その中でも、さくら保育所については、周辺に民間保育所が3カ所開設されたことにより、早々に閉所を決定し、保護者の考え方を無視した形で進めたことで、800名からの署名をもって議会への請願という形になったわけでもございます。

その請願に対する市からの回答では、さくら保育所、当面維持・継続し、廃止時期については、現在入所をしている保護者との合意を基本に決定すると。また、設置管理条例の廃止については、保護者同意を尊重し、議会へ提案をしていくという内容で回答がされております。

さらには、6月の第2回定例会では、前市長は民間保育所の規模縮小に伴い待機児童が発生することが予測をされることから、閉所ではなく公設民営の考え方を含めた答弁をしております。

今後、坪井市長はどのような方向づけをしていくのか、見解をお尋ねいたします。

次に、新治広域事務組合環境クリーンセンターのごみ焼却施設の問題についてお伺いをいたします。

本市のごみ処理については、ご承知のとおり、平成7年に供用開始した新治広域事務組合環境クリーンセンターごみ焼却施設で処理を行っております。供用開始から、既に19年が経過し、焼却施設の一般的な耐用年数を25年とした場合、残りの期間は約5年となっております。

このような状況の中で、これまで本市を含む周辺4市町で、新たなごみ処理施設を広域で設置することを進めてきておりました。しかし、前市長はこの広域処理には参加しないことを表明し

たことにより、単独での処理をせねばならず、ましてや、人口5万人以下の自治体へは国の補助金も交付されず、このままでは市民の負担増は避けられない状況にあるわけであります。

市長には、市民の負担とならないよう広域協議会の復帰を願うところですが、今後、市長の方針をお聞かせ願います。

次に、水道料金の値下げについてお伺いいたします。

市長は、選挙の公約として水道料金の値下げを公約に掲げておりますが、いつの段階で幾らぐらいの値下げを考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、地域振興についてお伺いをいたします。

まず、初めに、2019年に開催される茨城国体、そして翌年に開催される東京オリンピック・パラリンピックについて、スポーツの振興や、それに付随してインフラの整備、観光消費も含めた経済効果等、いろいろなものが期待されるところであります。地元アスリートの育成やオリンピック教育の推進など、青少年の育成にも大きく寄与しますし、地域振興といたしましても、日本第2の湖、霞ヶ浦、関東の名峰、筑波山系の山々、特産物など、いろいろなものに対して経済効果というものを考えていかなければなりません。そして、国体では、本県に選手、関係者、応援団を含め数万人の方が短期間の中で来県することと予測をしております。また、オリンピックでは、事前に海外からたくさんの方々が来るということで、観光客の呼び込みにも当然寄与するところであります。茨城県では、国体、オリンピックの開催による経済効果をいかに波及させるかということで、推進本部を設置したところでございます。

そこで、2点ほどお伺いさせていただきます。

1点目は、本市として、茨城国体、東京オリンピック・パラリンピックの開催をどのように観光消費と捉え、活用していこうとされるのか、考え方をお伺いいたします。

2点目に、かすみがうらエンデューロについてお伺いいたします。

健康管理やダイエットの一環でサイクリングに取り組み、夢中になったという人の事例が多くあります。また、エコ意識の高まりを受け、ライフスタイルに自転車通勤を取り入れている人もふえているようです。一方では、かすみがうらエンデューロのようなサイクリングレースといった自転車大会も盛況であり、国内でも相当数のイベントが開催をされております。

かすみがうらエンデューロも2回目の大会が終了し、昨年は1,000人近い参加者が得られ、大成功をおさめたところであります。参加者からの話を聞くと、霞ヶ浦の爽快な景観とコースで首都圏からも近く、愛好者からは大変人気があるとのことでした。

このように評価のある大会ですから、今後の計画として、さらに参加者をふやして大会を盛り上げていくような計画はあるのかどうか。また、参加者を初め、応援の方々を迎えるため、かすみがうら市の特産物でおもてなしの体制づくりが大会の成功につながるものと考えますが、担当部長からの答弁をお願いいたします。

次に、市民の健康づくりについてお伺いいたします。

日本は、近年の生活環境の改善や医学の進歩等により、世界有数の長寿国となりましたが、急速な高齢化とともに疾病全体に占める、がんを初めとする心臓病、脳疾患、糖尿病などの生活習慣病の割合は増加しており、医療費の伸びや要介護者等の増加も深刻な問題となっております。

本市においても、この3大生活習慣病が原因で死亡する方は、全国、茨城県平均と比較しても

大差はありませんが、市の地域医療の現状を考えると、早急に対策に取り組んでいくことが重要になってきているかと思われまます。

現在、特定健診を初め、各種のがん検診を行ってきておりますが、自分の健康状態を知らながら健康を管理できる市民、健康的な生活習慣を知ることができる市民、健康づくりをみずから実践できる市民、こういった健康づくりの輪を広げていくことが市民の健康づくりではないかと思っているところでございます。

そこで、市では今後どのように市民の健康づくりに取り組んでいくのか、お伺いをいたします。次に、行政運営についてお伺いをいたします。

市民サービスには、単なる合理化や縮減という改革ではなく、市民参画を基本とし、市民の皆さんが喜んで市民活動ができるというシステムづくりが必要であることは、ご承知のとおりであります。ましてや、少子高齢社会の進展や東日本大震災の影響など、行政がリードして変革していかなければなりません。組織機構の再編と組織を動かすための原動力となる市職員の能力向上を図ることが最も肝要でもございます。

「組織は人なり」という言葉があるように、市民の期待に応え、市民本位の行政サービスを提供するには、職員がその能力を十分に果たせる環境が必要であります。そのためには、市長とそれぞれの職員との融和を図り、持っている能力を十二分に発揮できるシステムづくりが必要かと思っておりますが、ご就任されてのご実感と市長のこれからの取り組みについてお伺いをいたします。

以上、1回目の質問とします。

○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

小松崎議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目、さくら保育所問題につきましてお答えをいたします。

さくら保育所につきましては、保護者の皆様に対しまして民営化の不安を解消できるような丁寧な説明を実施していくなど、閉所に向けまして理解を得られるようにしてまいりたいと考えております。まずは、保護者の皆様との話し合いを通しまして、共通認識を形成することに努めていきたいと考えています。これらを通しまして、1年で閉所することなく、閉所時期につきまして判断をしてまいりたいと考えております。

次に、2点目、ごみ処理施設の広域化問題についてのご質問にお答えをいたします。

ごみ処理につきましては周辺の市町との共同処理が不可欠であると考えております。そこで、過日、石岡市・小美玉市・茨城町一般廃棄物広域処理推進協議会の会長であります石岡市長を訪問いたしまして、ごみ処理施設の広域化の申し入れを行いました。その後、構成市町の下承を得たところでございます。

今後につきましては、3市1町で一般廃棄物広域処理推進協議を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、3点目、水道料金の値下げについてお答えをいたします。

上水道の普及率は9割以上に達して、市民の皆様方のご家庭のほとんどが加入をされているところでございます。4月1日から消費税率が5%から8%に改正をされまして、既に水道料金が値下げされておりますので、暮らし応援の公約のとおり、生活支援策として負担軽減を図っていききたいというふうに考えております。これまでも水道事業につきましては大変厳しい経営状況であると認識をいたしておりますが、担当には水道料金の改定に向けました検討を指示いたしたところでございます。

一般会計も大変厳しい財政状況でありますので、公営企業として経営を見直し、費用対効果を十分に検討して、経費の縮減に努めてまいり所存でございます。

いつの段階かのご質問でございますが、今の段階ではなるべく早い段階でということでご理解をいただきたいというふうに思っております。

次に、4点目、地域振興につきましては、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

5点目、市民の健康づくりについては、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

6点目、行政運営についてのご質問にお答えをいたします。

私は市民との対話を基本にし、市政を運営してまいりますとともに、法令遵守をし、各種施策の実施を着実に推進してまいりたいと考えているところであります。そのためには、市民の皆様と議会のご協力をいただきながら、職員が一丸となって懸命の努力をしなければなりません。

市職員としてのあるべき姿は、地域の一員、社会の一員として多くの方々と触れ合いながら、市民が今何を求めているのか的確に判断をし、より一層職務に精励するとともに、信頼される職員を目指すよう訓示をしたところであります。また、職員一人一人が全体の奉仕者であるという高い倫理観を持ち、市民の期待に応えられますよう資質と能力を備え、行政運営をしっかりと担うことができる人材を育成してまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、4点目、1番の2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定し、その前年には茨城国体の開催が決定しています。本県では多くの観光消費や観光面での活性化が期待できると見込まれますが、どのように取り組んでいくかについて、お答えいたします。

ご質問のとおり、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックの開催に関連して、県並びに各市とも観光の誘致や観光による市内の活性化が求められていると考えます。当然、茨城県をアピールすることから、本県に訪れる方をふやすことで発展も期待でき、オリンピックや茨城国体を契機に観光客を呼び込む政策、海外にも訴える観光の宣伝強化が本市においても必要ではないかと考えております。

本市の魅力は、まず第一に都心から70キロメートルの距離に位置し、常磐道や国道のアクセスのよさ、電車でも1時間程度であり、さらに霞ヶ浦と筑波山系の雪入山、さらには温暖な気候から多くの農水産物、1年を通して収穫できる果物など、恵まれた自然財産を有することです。

このような中、これまで対外向けの観光宣伝が弱かった本市においても、新たな宣伝対策を行

っているところでございます。

本市に興味を持ってもらう。本市に訪れる来場者をふやすため、情報発信をし、オリンピック、茨城国体ではかすみがうら市の帆引き船見学や果物狩りなど、魅力を直接体験していただくよう、市関係各課の協力、さらには議会の皆様のご指導を賜りながら、市が一体となって観光の強化に取り組むことが重要であると考えております。

続いて、4点目2番の日本第2位の湖、霞ヶ浦湖畔で行われている自転車耐久レース、かすみがうらエンデューロのグレードアップ化について、お答えいたします。

ご質問のかすみがうらエンデューロについては、ご存じのとおり、本市の恵まれた自然環境やすぐれた特産品を全国に向けて発信しようと、自転車ブームに乗り全国の方々を対象とした自転車レースを展開するもので、北は北海道から南は愛知県まで、全国から約4,500人ものサイクリストや観戦客が来場しているところでございます。

このエンデューロは、皆様のご支援を賜りながら23年に立案し、その翌年に初開催し、本年度10月で第3回を迎えることとなっております。参加選手は約7割が県外からの参加で、初年度が756名、25年度が976名で、今年度は申し込み状況から1,000名以上が見込まれるところでございます。

また、同時開催する「霞ヶ浦まるごとグルメフェス」は、霞ヶ浦周辺自治体からえりすぐりの名物が売りに出され、大会の魅力を高める企画として、本市はもとより霞ヶ浦周辺地域のPRにも大きく貢献しております。このような事業効果をより一層拡大し、グレードアップしていくことは、主催者としても毎年検討をしているところでございます。

一例であります。今大会は市民の皆様にもこのレースを体感してほしいとの思いから、気軽に参加できる「ママチャリCUP」を地元参加枠として企画しております。イベントのグレードアップとあわせて、この地が誇る観光や食資源をイベントのだいご味として活用していき、にぎわいのある大会へ育てていきたいと考えております。よろしくご理解のほどをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

○保健福祉部長（金田克彦君）

それでは、5点目、市民の健康づくりについてのご質問にお答えします。

本市では、かすみがうら市健康増進計画に基づき、健康で長生きを目指し、運動、栄養・食生活、生活習慣病対策、飲酒・喫煙、歯の健康、心の健康を具体的な取り組みと掲げ、1次予防に重点を置いて、一人一人の心がけによって健康づくりを推進してまいります。

健康診査につきましては、昨年度の実績で特定健診が36.8%、後期高齢者健診が18.1%となっております。生活習慣病を予防し健康寿命を延ばすために積極的な受診を勧奨するため、平成25年度から未受診者に対する再通知を行うとともに、受診後、個別に実施していた保健指導を検査結果の見方などを説明し食事や運動について集団指導するとともに、健康診断当日にも保健指導を行うこととするなど、受診率向上の取り組みを行っております。

また、疾病の早期発見、早期治療が重要であることから、各種がん検診や結核検診、歯周病疾

患検査などの住民検診を実施し、受診促進に努めているところであります。

予防接種につきましては、インフルエンザなど法定接種のほか、任意にロタウイルスなどを実施し、感染予防に努めているところであります。

健康づくりは、市民一人一人が健康に関心を持ち、みずから健康の保持増進に取り組むことが大切であります。平成26年度は各種検診や健康診断、はつらつ運動教室、さわやか健康教室、ミニウオーキングや健康相談などを実施しておりまして、健康カレンダーの配布、広報紙への掲載などにより、事業の周知を図っておるところでございます。

今後は、内部組織ではありますが、かすみがうら市健康づくり連絡調整会議において、これらの健康づくりの取り組みがより効果的となるよう、関係部署が連携を図り、事業の体系化や新たな方策など、健康づくりの推進策を検討してまいりたいと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

7番 小松崎 誠君。

○7番（小松崎 誠君）

再質問に入らせていただきます。

ただいま市長から1点目のさくら保育所の今後の方向性についての答弁をいただきましたけれども、保護者の方々も大変不安がっていると思います。そこで、説明会を開くなど丁寧な説明をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

これは保健福祉部長に答弁をいただきたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

それでは、お答えします。

昨年からの保護者によりましての要望書や、また議会からの意見書、それらなどを十分踏まえた上で、保護者との説明会に当たりまして、保護者の不安となりますそういうふうな事項のほうを解消してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

7番 小松崎 誠君。

○7番（小松崎 誠君）

じゃ、次にまいります。

3点目の水道料金の値下げについてでございますけれども、先般これは8月17日の朝日新聞に漏水の件で埼玉県秩父市を例に挙げて記事が出されておりました。この見出しは、水道ピンチ、3割漏水料金17%アップ、かさむ改修で各地で大幅値上げという見出しで出ておりました。この中には本県の水戸市も4月に水道料金を7.9%値上げしたということも書かれております。水道事務所長はこの記事を見ておりますでしょうか。まず確認をいたしますとともに、それと現状をお聞かせ願えればと思います。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

お答えいたします。

議員から資料をいただきまして記事を読ませていただいております。

当水道事業におきましても、浄水場につきましても昭和30年代、40年代に建設し、これまで使い続けているところがございます。また、水道管につきましても石綿管を鋳鉄管と塩ビ管に取りかえる工事を毎年行ってきておりますが、まだ全てを交換するまでには至っておりません。

水道管の耐用年数は40年とされておりますが、これに合わせて更新するとなりますと大変な費用がかかることになってしまいます。水道事務所といたしましては、東日本大震災を教訓といたしまして、耐用年数を過ぎた水道管の布設がえ、これから新たに布設する水道管につきましても、耐用年数は40年と変わりませんが、施工がしやすく100年間使用に耐えると言われております耐震型であるGX型ダクタイル鋳鉄管を昨年度から布設しているところがございます。

○議長（鈴木良道君）

7番 小松崎 誠君。

○7番（小松崎 誠君）

そこでお伺いしますけれども、ことしの4月から消費税率が上がったことで水道料金が値上げされました。どれくらいの人が水道を利用しているのか、それと1人が一月にどれくらいの水量を使っているのか、お伺いします。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

お答えいたします。

平成25年度決算におきまして、行政区域内人口に対しまして上水道の普及率は94.0%でございます。また、一日1人平均給水量は253リットルでございますので、一月を31日で計算しますと、およそ1人当たり月々の平均で7.8トンをお使いいただいているところがございます。

○議長（鈴木良道君）

7番 小松崎 誠君。

○7番（小松崎 誠君）

多くの市民の方が水道を利用していることがわかりました。

水道は市民の皆様にとってはなくてはならないものであります。先ほどの新聞記事に戻りますけれども、水道の現状は非常に厳しい状況にあるのはわかりませんが、これだけ水道が普及しているのですから、水道料金を値下げするため一般会計から補助金を受けることについても市民の皆様からのご理解をいただけるものと思います。市長の公約の中にもありますので、どうか実現していただきたいと思います。

水道料金の問題での再質問はこれで終わりにしますけれども、最後にこの点について水道事務所長としてのお考えをお聞きしたいと思います。

平成23年に水道料金の見直しを議会に提案したと思いますけれども、当時と今では状況はどのように違うのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

お答えいたします。

水道料金の見直しにつきましては、利用者の皆様方からこれまでもご要望をいただいているところでございます。ただいま議員からご指摘いただきましたように、平成23年第4回定例会に水道料金の改定案のご審議をお願いしているところでもございます。

その年の3月11日に東日本大震災が発生いたしまして、市内が断水となり、利用者の皆様方に大変なご不便をおかけいたしましたこと、おわび申し上げます。水道事務所といたしましては、この震災に備えまして平成24年度からJR常磐線をまたいでの送水管の布設工事を行ってまいりましたが、今年度をもちまして当初予定の工事が完了する運びとなっております。

当時の状況と現状を比べてとのご質問でございますが、水道料金改定案をご審議いただきました平成23年度は887万1000円の赤字決算でございましたが、今回平成25年度決算につきましては2321万9000円の黒字となっているところでございます。この違いの主なものといたしましては、平成23年度に比べ、給水収益で2444万1000円、こちら25年度の決算との比較でございますけれども、増加になってございます。こちらにつきましては、土浦・千代田工業団地が給水開始したことと加入促進をしていることによるかと考えてございます。

それと、職員数につきましては、25と23では10人が8人と、2人減となっております。これに伴いまして、人件費で1911万7000円の減でございます。

それと、企業債の支払い利息でございますが、繰上償還をやったことによりまして、当時よりも1422万1000円ほど減額となっております。

それと、一般会計補助金につきましては、平成23年は5000万円でございますが、現在は平成25年決算で3700万円でございます。こちらが主な比較ということでございます。

今年度で震災対応の大きな事業は終了となりますが、電気料金の値上がりや県水道料金の支払いの増加などがありまして、厳しい経営状況にあることには変わりはありませんが、平成23年度当時に比べまして、繰上償還などにより費用の縮減を図っておりますので、改善の傾向も見られるかと思っております。

一般会計から補助金をいただきながら運営を保たれている状況ではありますが、利用者の皆様方のご期待に沿えるよう一層の経営の効率化を図っていきたくと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

7番 小松崎 誠君。

○7番（小松崎 誠君）

市民の期待も大変大きなものがありますので、ぜひ早期の実現をお願いしたいものでございます。

次に、大きな4番目の地域振興についての再質問をさせていただきます。

先ほど環境経済部長より、帆引き船体験の話がございましたけれども、このことを私は、茨城県に入ったとき車のナビに帆引き船の映像が出ることから、県を代表する観光資源を持っていることを前から感じております。当市が誇る観光帆引き船について、わかる範囲で結構ですので、

現状と将来の展望についてご答弁願います。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、観光帆引き船の現状と将来の展望についてお答えいたします。

観光帆引き船は、ご存じのとおり、本市出身の折本良平氏が明治13年に考案し、風を利用して魚をとる帆引き網漁法は画期的なものでございました。動力船の導入により、帆引き船は一時期姿を消しましたが、昭和46年に観光帆引き船として復活してございます。

帆引き船のお話をする上で、今年設立いたしました霞ヶ浦帆引き船・帆引き網漁法保存会の前身であります霞ヶ浦帆引き船まつり実行委員会のご支援により、開催いたしました写真コンテストに関連した多くのカメラマンの皆様が、帆引き船の雄大で美しい姿を全国に周知していただいたことから、茨城県を代表する観光資源となったものと感謝を申し上げる次第でございます。

また、帆引き船の見学者の皆様については、これまでカメラマンの方が多く乗船されていましたが、近年は県外からの家族連れや友人同士の方々が一般乗船者として、イベント以外にも7月から11月末までの通常操業にも多く乗船されています。今年に入ってから、毎回50名前後の乗船者数となっております。

また、将来の展望でございますが、初めてかすみがうらを訪れた方々に、帆引き船見学以外にも遊覧を楽しんでいただくため、目的に応じた周回コースの設定や、観光名所を解説する観光ボランティア等を育成し、本市の観光振興を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

7番 小松崎 誠君。

○7番（小松崎 誠君）

それでは、地域振興の2点目についての再質問をさせていただきます。

観光振興を図るエンデューロとして幾多の観光要素を含ませた企画が練られていることはわかりましたけれども、このエンデューロを足がかりに、関連したサイクル企画を講じる考えはあるのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、このエンデューロを足がかりに、関連したサイクル企画を講じる考えについて、お答えいたします。

エンデューロについては会場のキャパシティ、収容人数の規模から、同日に関連企画を併催することは困難であるため、エンデューロのエントリー機能やその情報を活用しながら、別の日取りで地域観光の強みを前面に出した自転車を使った観光旅行をするサイクリングツアーとか、自転車によるのんびりした散策など、ポタリングと言いますけれども、などの検討も有用かと考えております。

具体的にはまだ答弁できる段階ではございませんが、レースを切り口に、市内周遊へと誘導す

る取り組みについては、観光商工課部署においては特に重要視していくべきものと承知しております。

また、茨城県においても自転車による活性化政策に力を入れていることや、通称霞ヶ浦自転車道を活用した近隣市との連携など、広域的な連携を図りながら、エンデューロの反響を他の政策や産業へと相乗されていく考えもあることを申し添えて、答弁とさせていただきます。

よろしくご理解のほどをお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

7番 小松崎 誠君。

○7番（小松崎 誠君）

ただいま環境経済部長が答弁なさいましたけれども、この2つのイベントに対する地域活性化へつながる思いを市長公室長から答弁をお願いできればと思います。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

お答えをいたします。

ただいまご質問のありました2大スポーツ、ビッグスポーツと言われる2019年の茨城国体、さらには2020年の東京オリンピックと、かすみがうらエンデューロ、これに対します地域の活性化というこれからの振興への考え方でもございます。

もちろん、茨城国体につきましては東京オリンピックの前年の開催ということで、かなりハイレベルの大会になるというふうに私は予測してございます。当市の周辺の自治体におきましては、土浦市、阿見町、行方を通過いたしまして鉾田市等が競技の会場地になってございます。土浦北インターチェンジから国道354号線を通りまして、鉾田方面、鹿行方面に向かいますと、もちろん本市を通りするという事になってございます。また、東京オリンピックが東京会場ではなく周辺の県あたりにも会場地を持っていきたいという計画にもなっております。そういうことから、茨城県でも先ほど議員さんからのご質問にありましたように、選手の強化の面、あるいは活性化の面におきまして対策室を設置したということでもございます。

したがって、本市におきましても、この2大のビッグスポーツに対します地域活性化については、乗りおくれることなく関係団体、あるいは関係機関のご理解とご協力をいただきながら、効果が生かせるよう推進策を図ってまいりたいというふうにも考えてございます。

もう一点、かすみがうらエンデューロにつきましては、先ほど環境経済部長のほうからご答弁がありましたように、霞ヶ浦のほitori、あるいは公道を閉鎖してのサイクルレースということで、大変参加者からは好評を得てございます。いかに大会を継続する、大会参加者の満足を得ることがイベントには大事な部分でもございます。そういう点では、年々参加者がふえてきているということでもございます。また、同時に食べ物、グルメフェス等も盛大に開催をされているという状況でもございますので、内容的にも価値観、あるいは内容の濃い大会になってきているというふうに私は認識をしてございます。本市の代表するイベントという点では、私も企画財政の側面から応援してまいりたいというふうには考えてございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

7番 小松崎 誠君。

○7番（小松崎 誠君）

次に、5番の市民の健康づくりについて再質問させていただきます。

健康は、何にも増して大事であることは誰もが否定をしないところでございます。健康のために継続した努力を行うことは、とても難しいことであると思っております。そこで、行政の仕掛け方、取り組み方が重要になってくるわけでありますけれども、坪井市長の公約にもありますように、市民誰もが生きがいを持ち、元気に生き生きと暮らせるよう市民と行政の協働による健康まちづくり宣言を強く進めていっていただければと思います。その思いを市長から答弁をお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

それでは、私のほうから健康まちづくり宣言につきましての考え方についてお答えをいたします。

市民が健康で長生きできる、これは一番幸せなことの基本であります。幸い日本は大変長生きの国であります。そういう中でも健康寿命を延ばす、健康で長生きする、これが最高の幸せなことだと思っております。そういう中で、私も健康づくりにつきましては個人でできるもの、例えば運動とか、食生活の改善とか、そういったことを通した生活改善対策ですね。それから、行政とか団体とかができるもの、健康診断であるとか、さまざまな教室であるとか、そういった施策が合わさって、そういう健康づくりが進められるというふうに考えています。そういったものを含めまして、このまちもやはり健康まちづくりが進められますように、いろいろな角度からそういった宣言に向けましての検討をこれから進めながら、市民の皆さんが頑張れる環境をつくっていききたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

7番 小松崎 誠君。

○7番（小松崎 誠君）

最後になりますけれども、これは、答弁は結構ですけれども、6番目の行政運営についてでありますけれども、この全ての根幹は行政運営ですね。市長の行政運営にこれらの施策をやっていく上では市長のリーダーシップが大切になってくるかと思われまます。どうか今後とも健康に留意されて、職員の先頭に立ってかすみがうら市民の幸福のために全力で活躍されることを願いまして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（鈴木良道君）

7番 小松崎 誠君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時50分

再 開 午前10時59分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

3番 川村成二君。

[3番 川村成二君登壇]

○3番（川村成二君）

初めに、このたびのかすみがうら市長選挙におきまして坪井市長が当選をされましたことをお祝い申し上げます。

それでは、平成26年第3回定例会に当たり、既に通告の内容に従い、一般質問をさせていただきます。

1点目は、東北被災地に派遣しました市職員の業務状況と今後の推進計画についてお伺いいたします。

2011年、平成23年3月11日金曜日、午後2時46分に発生しました東日本大震災から3年半が経過しますが、東北地方の被災地では依然として復旧・復興に取り組んでいる状況で、膨大な量の復興まちづくり事業に人的支援が必要なことから、全国的な規模で被災地方公共団体へ地方公務員が派遣されています。当市も今年4月から職員3名を被災地の福島県の2自治体へ派遣しております。

東日本大震災が発生してから、私は一般質問の中で被災地へ職員を派遣することは防災にかかわる職員の人材育成になると要望させていただき、昨年第3回定例会では7月12日付茨城新聞に、東北被災3県合同で復興に当たる職員が不足していることから、全国の都道府県に応援職員の派遣を呼びかけることを決めたとの記事を見て、人道的支援だけでなく防災にかかわる人材育成の観点からも、東北被災3県合同の応援職員派遣要請への対応を求めたところ、前市長からは、職員を派遣することは人道的見地からの支援という意義とともに派遣職員の経験知が行政内に保有でき、今後の大規模災害の備えとして還元される期待ができる。このことから、庁内公募を行うなどで派遣職員を選考し、平成26年度に被災3県に対して職員の派遣を行うよう検討するとの具体的実施に向けた取り組みをすとの答弁があり、喜んだところで。

しかしながら、いざ職員派遣を決断する段階での取り組み方については、人道的支援という本来の趣旨を逸脱した形で実行されましたことは皆様の記憶に新しいと思います。昨年12月に新聞各紙で報道されましたように、職員の東北派遣は勸奨退職の駆け引きに利用され、多くの部長級職員が退職する事態となり、東北派遣の目的についても、給料が高い部長級職員を派遣することで人件費を抑制できると、被災地の感情を逆なでするかのような、またかすみがうら市の信頼を失するような発言もありました。

こうした経過を踏まえながらも、3名の職員が任命を受け、現在福島県の双葉町と川俣町で活躍していると聞き及んでいますが、行政からは議会や市民に対して支援の状況報告などはなく、実態を知ることができないのが現状です。

そこで、1点目1番に、東日本大震災の復興支援のため実施しました3名の市職員の被災地派遣から5カ月が経過しています。現地での業務状況についてお伺いします。

このことは、市として取り組んでいる派遣事業がどのような実態となっているのか、市民へ広報する意味も含めて報告を求めるものです。丁寧な説明を求めます。

次に、1点目2番、派遣先の評価及び派遣に対する問題点の把握と対策など、当市の対応状況についてお伺いします。

このことにつきましては、いろいろな経過を踏まえて実施された職員派遣ですが、派遣者本人が人件費抑制の目的で派遣されているとか、派遣を拒否し退職した職員がいたことからその犠牲で派遣されているなど、マイナス面の感情を引きずったまま職務を遂行しているようでは、本人だけでなく、派遣元、派遣先それぞれにとってよくないことは明らかです。ですので、丁寧なフォローが必要だと考えます。

そこでどのようなフォローをしてきたのか、具体的には適正な人選となっているのかについて、派遣先の評価をどのように把握しているのか、また昨年新規制定しました職員派遣等に伴う関係条例の整備に関する条例が、派遣先の職場環境や業務実態及び居住環境などに対応された適正な制度となっているのかなど、問題点の把握や検証を行っているのかお伺いします。

次に、1点目3番、職員の被災地派遣の今後の取り組みについて、市の政策への位置づけと事業計画としての考え方についてお伺いいたします。

このことは、今年の第3回定例会の一般質問に対しての執行部答弁、つまり、職員を派遣することは人道的見地からの支援という意義とともに派遣職員の経験知が行政内に保有でき、今後の大規模災害の備えとして還元される期待ができるということが、被災地への職員派遣の趣旨であると理解していますが、人選に当たっては紆余曲折がありました。紆余曲折がありながらも、貴重な人材である職員を3名も派遣していることは、市のれっきとした事業であることに違いありません。そうした事業を円滑に進めるためには、副市長が常々言われていますP D C Aサイクルを回すことが必要です。つまり、一番最初のP、プラン、計画がなければ、その先の評価や改善につなげていくことはできません。

被災地への職員派遣について、市の政策の位置づけと事業計画はどのようにまとめているのかお伺いします。

続いて、2点目は、防犯灯のLED化の進捗と具体策についてお伺いします。

福島第一原子力発電所の事故に起因するエネルギー問題は、環境問題とあわせ日本の大きな課題となっており、多くの自治体では種々の取り組みを具体的な事業として推進しています。そうした中、私が居住する地元の自治会役員から、防犯灯をLED化することで財政負担の軽減と環境保全に貢献できる。かすみがうら市は防犯灯をLEDに切りかえることに助成は考えていないのかとの話がありました。そこで、当市の防犯灯のLED化について質問するものです。LED化推進については、一時的に初期コストが発生するイメージもありますが、将来負担の軽減を考えると効果的な施策であるとも考えます。

こうしたことを踏まえまして、2点目1番に、防犯灯のLED化は、財政負担軽減と環境保全につながるものです。当市の防犯灯のLED化の進捗状況について、どのように進捗しているのかお伺いします。

2点目2番は、防犯灯のLED化による効果は大きく、多く自治体が早急な推進を図っています。防犯灯LED化の具体策についてお伺いします。

このことにつきましては、防犯灯のLED化を推進している自治体を調べてみると、大きな財政負担の軽減効果があり、推進方法についてもいろいろな方策があるようです。財政効果の一例を申し上げますと、埼玉県東松山市では約4,900基の防犯灯があり、全てをLED灯に置きかえると、電気料と修繕費は年間3500万円かかっていたものが約1100万円になり、約2400万円、68%の費用負担の軽減ができるそうです。そして、そのほかの自治体のLED化推進状況につきましては、君津市では約8,300基、鎌倉市では約1万7000基、横浜市では約11万7000基の防犯灯をLED灯に切りかえようとしています。

また、LED化事業の推進方法は、一括でLED灯を購入すると一時期に多額な費用が発生することから、整備費用の平準化を図るためリースを活用している自治体もあります。また、一例として、民間のノウハウや資金、技術力を活用した防犯灯LED化事業として、ESCO事業、これはエネルギー・サービス・カンパニーの頭文字をもじった名称ですが、ESCO事業も導入されています。このESCO事業の導入により、現状の財政負担を削減することができますが、実現にはさまざまな前提条件があり、市と自治会においてメリット、デメリットがあります。しかしながら、総じて双方のメリットが高い事業とされています。

かすみがうら市がLED化に取り組むために情報整理を行う環境は整っている状況にあると思いますので、防犯灯のLED化について市の考えをお伺いするものです。

以上、1回目の質問といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

川村議員の質問にお答えをいたします。

1点目の東北被災地に派遣した市職員の業務状況と今後の推進計画についての1番、東日本大震災の復興支援のため被災地派遣を実施した3名の職員の現地での業務状況及び3番の被災地派遣の政策への位置づけと事業計画についての考え方につきまして、関連がありますのであわせてお答えをいたします。

東日本大震災の復興事業の推進に当たりましては、被災市町村におけますマンパワー、いわゆる行政職員の確保が極めて重要であるというふうに認識をいたしております。

本市におきましては、ご質問の中にもありましたように、今年度福島県双葉町に2名、川俣町に1名の職員を派遣いたしております。双葉町の業務は復興にかかわる復興計画の策定や町民などへの健康支援業務を担当し、川俣町では原子力災害対策の除染のための説明会や除染作業の監督業務に従事しているところであります。

また、派遣をした3名の職員が現地におけます業務を通じて得た知識や経験は、本市としても貴重な財産であるというふうに認識をいたしております。帰庁の際、被災地の現状や復興計画などの業務報告を受けているところでありますが、現地での経験を本市に還元してもらい、災害や危機管理に対する職員や市民の皆さんの意識の醸成にもつなげてもらいたいと考えております。

今後の派遣につきましては、権限移譲など事務量の増加が予想されること、さらに急激な職員

数の減少に対応した中での市民サービスの確保の観点から、保健師につきましてはことし9月までとし、残り2名の職員につきましては、市の事務事業計画を踏まえ判断してまいりたいと考えております。

特に、保健師につきましては、介護保険法が改正されたことによりまして、地域包括支援センターの職員配置について厚生労働省令の基準に従い定めるものとされたことから、配置を見直すことが重要となったところであります。また、要支援者を対象にしました予防給付事業が見直され、訪問介護などについて市町村が行う地域支援事業へと移行することとなるため、事務事業の見直しなど事前に準備を進める必要が出てきております。これらのことから、保健師業務にかかわる現状及び介護保険制度の改正によります業務など、保健師が担う役割が増大をしており、現在の保健師の職員数では対応しがたい状況となっていることから、派遣先の自治体に本市の状況を説明し、派遣していた職員について10月から本市の業務に復帰していただくことで調整をしているところでございます。派遣先の自治体にはご理解をいただきたいと思っております。

次に、1点目2番、派遣先の評価及び問題点の把握と対策等、本市の対応状況につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

2点目の防犯灯LED化の進捗と具体策につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

それでは、1点目2番、派遣先の評価及び問題点の把握と対策等、本市の対応状況についてお答えをいたします。

両町からの来庁、また両町への訪問の際に、大変高い評価とともに感謝のお言葉をいただいております。

派遣に対する問題点ではありますが、派遣に際して条例制定がなされておりますので、職員の派遣に伴う旅費等の各種手当については国に準じて支給することができておりますので、特に問題はないものと考えております。また、派遣先での職員の職務遂行に当たっての環境であります。住宅等を含めまして、現地の状況に応じ、派遣先には配慮をいただいております。また、毎月業務報告に来庁しておりますので、その際にも困難なことはないかなど話を聞いております。今後、問題点が出てきた場合には速やかに対応してまいりたいと考えております。

次に、2点目1番、防犯灯LED化の推進状況についてお答えをいたします。

川村議員ご指摘のように、防犯灯をLED化した場合、初期コストはかかりますが、長期寿命で消費電力が少なく、かつCO₂の排出量も削減されるというようなことから、電気料金のみでなく環境への負荷軽減等の効果が見込まれます。

市では、昨年度末からLED灯の設置を始めておりまして、現在市内に設置してある約6,000灯の防犯灯のうち、LED灯は95灯となっております。こちらは市で管理しております分85灯、

行政区管理分が10灯、このような内訳となっております。

また、行政区管理区分で新規設置の防犯灯につきましては、平成25年度までは1基当たり上限1万円の補助金としておりましたけれども、平成26年度からは新規設置はLED灯のみとし、行政区の負担増を避けるため、1基当たり上限2万円を補助しております。このことによりまして、行政区の負担はいずれの場合も1万円から1万5,000円程度というようなこととなっております。

ただし、この補助金につきましては新規の設置のみでございまして、既設の防犯灯をLED灯に交換する際の補助がないのが現状でございます。

次に、2点目2番、防犯灯LED化の具体策についてお答えをいたします。

防犯灯のLED化につきましては、最大のコストは初期コストでありまして、その対応策といたしましては長寿命と省電力による維持管理費用の軽減によるトータルコストでの比較にあると考えております。例えば電気料金で申し上げますと、現在の蛍光灯と同等程度の明るさのLED灯に交換した場合、電気料金は約4割で済むというようなこととなります。さらに、初期費用の平準化を図るため、リース方式などの採用も考えられます。

市の節電対策取組計画においても、消費電力量の抑制やLED灯の計画的導入について検討することとされておりますので、今後防犯灯のLED化に向けた具体策を検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

3番 川村成二君。

○3番（川村成二君）

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1番目の被災地への職員派遣事業についてですが、質問の中でも申し上げてあったんですが、事業計画がどのようになっているのかということについては具体的な答弁がなかったので再質問させていただきますが、この派遣事業につきまして一番当事者としてかかわっていたと考えると、副市長が派遣の人の選定、制度のつくり方とか、実施、そして派遣した本人の業務報告も副市長がヒアリングしているということでございますので、副市長にお伺いしたいんですが、市長の答弁の中では事務事業計画を踏まえ判断すると答弁されておりましたけれども、派遣者を決める上での公募要項、これには派遣予定期間を1年から3年として公募をしています。派遣を決定する段階で、派遣事業計画書は策定されているべきだと思います。どのような事業計画をもとに派遣者や派遣先が決定されたのか、お伺いします。

○議長（鈴木良道君）

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

派遣の事業計画についてお答えいたします。

災害派遣の市の政策としての位置づけ、事業計画ということが非常に大事だと考えております。これは常々私が、先ほど質問にもありましたように、PDCAサイクルの中で目的として非常に大事なことだと。これは非常に私としても認識しているところでございます。

この派遣につきましては、先ほど答弁があったように、人道的支援、それから派遣した職員の経験の職場への還元、こういったものが目的でありまして、市の職員の貴重な人財。財産を派遣するということから、川村議員のご指摘のとおり、事業計画をつくり進行管理をする必要がある事業と認識しているところでございます。

しかしながら、今回の派遣につきましては、職員を派遣するに当たっての考え方や決定方針などにつきましては前市長の指示が結構唐突であったりとか、変わったりしたものですから、なかなか派遣事業計画というものが策定できませんで、相手先との協議、それから協定、これにより進めているのが現状でございます。

なお、公募につきましては派遣先、東北のいろいろな要望をしている市町村によって派遣期間の依頼が違うので、派遣の段階ではどこの市町村に派遣するということがありませんでしたから、1年から3年ということで募集したと考えております。今回の派遣期間でございますが、協定書の中では一般行政職2名については1年間、保健師の派遣については6カ月として協定しているところです。

しかしながら、何の目的もないということではありませんので、3名の職員については出発前に私のほうから口頭指示ではございますが、次の2つの目的で業務を行うよう説明しております。

まず、1つ目ですけれども、首都直下型、それから南海トラフなど、今後大きな災害が予想されている中で、帰宅困難に対する現状や政策を学びながら、帰庁後は当市の防災計画の見直しなど、市民の安全対策や被災者支援対策などに役立てるようにすること。

それから、もう一つですが、東日本大震災におきまして本県の原子力施設が大きな被害をこうむことはなかったんですけれども、場合によっては同じような状況下に陥ることも想定して、勤務を通して経験したことを特に保健事業において仮設住宅や帰宅困難など、困難な状況に置かれた方々の心のケアについて、当市に置きかえ帰庁後の保健事業の課題として役立てるようにと、この2つを目的として送り出しております。

上半期がこの9月で終了するところでございますが、保健師1名は帰庁すると思っておりますけれども、今後職員や派遣先との連絡をさらに密にしまして、より効果が上がるような取り組みにしてまいりたいと考えています。

○議長（鈴木良道君）

3番 川村成二君。

○3番（川村成二君）

現地での職員の業務状況について話がありましたけれども、よくわかりませんね。言葉でこういうことをやっていると、もう少しわかりやすく業務内容を説明してもらいたい。

それから、現地での業務で問題がないかどうかという部分について、例えば過剰な残業を強いられているとか、休日出勤が多いだとか、危険な業務に従事しているとか、勤務実態が大きな負担となっていないかなど、そういった把握をされているのかという点で説明をいただきたいと思っております。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

それでは、現地での業務内容について、詳細をご説明申し上げたいと思います。

初めに、双葉町への派遣職員について申し上げます。

双葉町へは課長補佐級の男性職員1名と保健師の女性職員1名を派遣いたしております。勤務地は双葉町役場ということですが、同庁は福島第一原発5号機、6号機が立地をしております。原発事故の影響で町土の96%が帰還困難地域となっております。このようなことから、いわき市に設置をされました双葉町いわき事務所が勤務先となっております。

初めに、男性職員につきましては復興推進課に所属をしております。町民のコミュニティの拠点として県が建設をいたします復興公営住宅を核とした町外拠点構想、復興まちづくり長期ビジョン、また復興支援産業の整備計画などの策定事務に従事しております。同課には13名の職員のうち、派遣職員は6名おまして、国土交通省からの出向となっている課長を初めとし、経済産業省、復興庁、そして福島県、新潟県柏崎市からの派遣職員とともに、日々会議や打ち合わせを行い、議論をしているということでございます。

女性保健師につきましては健康福祉課に所属をしまして、健康づくり係ということで健康づくり事業、予防接種、母子保健、内部被曝検査などの事務とあわせまして、仮設住宅に住む町民の健康相談業務にも従事しております。同課の職員17名のうち、派遣職員は1名ですが、職務経験を生かして指導的な役割を果たしているということでございます。

次に、川俣町につきましては主任の男性職員1名を派遣しております。川俣町は山木屋地区という地区が避難指示解除準備地区ということで、いまだ1,200名ほどが避難をいたしております。その他の地区が除染重点地区ということでございまして、住民が居住した状態で除染作業が進められております。

当該職員につきましては、原子力災害対策課に所属をいたしまして除染事業に従事しております。業務の内容といたしましては、事業に関する説明会に始まりまして、仮置き場の造成、事前モニタリング、そして個別除染説明会を経て除染作業の実施、事後モニタリングなど、膨大な量の書類の作成や現場での対応に当たっております。同課は11名のうち、派遣職員は2名でございまして、愛知県日進市からの派遣職員と除染土壌等の仮置き場の用地交渉など、勤務経験を生かし業務に取り組んでいるということでございます。

どちらの町でも原子力事故後の対応という特別な環境での業務の経験ですが、災害対応については非常に貴重な経験をしていることと思います。その経験は市の今後の防災の業務に大いに生かされるものと期待をしております。また、同じ職場の中で国や県、他の市町村職員との人脈が広がることとか、地域住民との交流なども個人の財産となるばかりではなく、市町村間の交流に発展することもあると思います。双葉町につきましては本年度のエンデューロに出店を予定しております。

次に、残業や休日出勤、休暇の状況などについてでございますけれども、派遣先の町からも毎月報告がございまして、住民説明会の際などに発生をしているようでございますけれども、休日出勤はほとんどございません。休日及び年次休暇、夏季休暇は確保され、取得をされているようでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

3番 川村成二君。

○3番（川村成二君）

今の説明で、派遣された職員が、失礼ですけれども思った以上にやはり活躍されているというのがようやくわかったんですね。やはりこのことはもっと市民へ、こういうことで市の職員を派遣して頑張っているんだということを伝えていくべきものだと思います。

そこで、加えて聞きたいんですけれども、副市長は毎月派遣職員の業務報告を聞かれているということでございますし、また現地へも訪問されているというふうに聞いておりますので、派遣した職員の現地での生活実態、状況、あるいは現地、双葉町または川俣町はどういう状況なのかということをお聞かせいただきたいなと思います。テレビや新聞での情報だけではなかなか実態は伝わらないんですよ。そういうところで、副市長の感想も含めてお話をいただければなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（鈴木良道君）

副市長 石川眞澄君。

[傍聴人に発言する者あり]

○議長（鈴木良道君）

進めてください。

[傍聴人に発言する者あり]

○副市長（石川眞澄君）

了解し……私ですか。

[傍聴人に発言する者あり]

○議長（鈴木良道君）

副市長、続けてください。

○副市長（石川眞澄君）

それでは、生の感想ということですので、私のほうから実際に目にしたこと、それから聞いたこと、こういったものを感想ということで答弁させていただきます。

まず、4月4日に職員を送りながら、双葉町、それから川俣町のほうに行っていました。双葉町はいわきの勿来というところに事務所を構えておりますので、例えば気温の環境とかは余りこちらと変わらないんですけれども、川俣町についてはかなり内陸のほうに町があるものですから、確実にここから3度か4度は4月の段階では気温が低くて、4月4日の時点ではまだ桜は咲いていないというような状況でした。雪もことしの大雪のときには1メートルぐらい積もったというように聞いております。

その後、大体20日前後に私のところに毎月報告に帰庁してまいりますけれども、4月の最初の帰庁のときには、まだなれない環境の中で若干生活も含めて戸惑いもあるような話が聞かれました。それから、毎月1回聞きながら、通常一般的な市町村業務では体験できない大きな事業をこなしていく中で、生き生きとした自信にあふれたやりがいのある仕事だと、こういう仕事を経験しているという言葉がだんだん時間がたつにつれて返ってきております。

私は大体二、三カ月に一度の割合で、私自身が職員の状況や報告の中で受けた要望などを伝えるために2つの町を訪問し、町長、副町長、そして担当課長などと面談しながら、職員の勤務状

況や生活状況を確認しているところです。

双葉町におきましては、中間貯蔵施設の国とのやりとりを生で経験した話や今後のまちづくりの方針などにかかわっていること、それから保健事業においては現役在市町村保健師の派遣を本当に深く感謝されまして、まず先頭に立って訪問指導の段取りを整え、それから指導的な立場で実践しているということで非常に感謝を受けております。そういった報告を受けております。

また、双葉町では先ほど総務部長がお答えしましたが、復興への足がかりの一つとしまして、かすみがうらエンデューロのまるごとグルメフェスへの出展参加はいかがですかというふうに打診しましたところ、快くお受けいただきまして、ことしは10月12日のエンデューロの際にはグルメフェスのほうに出展参加されるということでございますので、市民の皆様の応援もいただければと思いますので、何とぞよろしく願いいたしたいと思っております。

それから、川俣町ですが、先ほど答弁があったように、重点除染地域と、それから避難指示解除準備区域といったところの除染を当市の年間予算をはるかに上回る大規模な事業にかかわっておりまして、地域住民への説明会、それから工事の発注、それから国との協議、こういったものに忙しく過ごしているという状況が報告の中で上がっています。しかしながら、そういった中でも職員間の飲みニケーションもきちんとやっていますというような報告も受けていますので、メンタル的な部分も最初のころは若干心配したんですが、今は全然そういう心配もないというふうに思っております。

また、8月に報告に来た際には、今度川俣町に来てくれるときには午前中の早いうちに来てくださいと。案内したいところがたくさんありますと言われておりますので、次回10月に予定しているんですけども、この訪問の際にはそのとおりにしたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（鈴木良道君）

3番 川村成二君。

○3番（川村成二君）

職員の生活ぶり、実態、やはり環境の違うところで一生懸命頑張っているというのがよくわかってきました。

そこで、メンタル面では問題ないという副市長の発言がありましたけれども、健康管理という面では定期的な健康診断で把握はできると思いますが、やはり環境が違って緊張が続いておりますので、やはりメンタル面でのサポートというのが私は必要ではないのかなと思っております。この点については、総務部長、いかがでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

議員ご指摘のように、健康管理については特に留意をすべきものというふうに認識をしてございます。健康管理につきましては、協定の中で派遣先の町が行うこととしておりまして、内部被曝検査とメンタルヘルスの面談を受けているということでございます。しかしながら、本市に帰庁の報告もございまして、そのような際に市の産業医の面談を実施するなど、十分に配慮をしまいたいというふうに考えてございます。

○議長（鈴木良道君）

3番 川村成二君。

○3番（川村成二君）

職員の被災地派遣につきましては、事業計画が策定されていなかったということで不満はあるんですが、その辺については前向きに対応を検討されるというふうに答弁されたというふうに理解しておりますが、やはり職員の頑張り、仕事ぶり、あとは事業の内容を市民へ公開する、広報するというのはやはり必要なことだと思うんですが、そのやり方に対しては非常に不満がありますし、ぜひともそれについては適正な情報公開に努めていただきたいと思います。総務部長、いかがでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

ただいまの質問でございますが、これまでのところ、市民の皆様へ広報などした経過がございません。今後の広報の方法につきましては、派遣職員の執務の様子について市の広報紙で紹介することや派遣終了後の報告会も考えております。報告内容については、職員のみならず、市民にも見える形を検討してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

○議長（鈴木良道君）

3番 川村成二君。

○3番（川村成二君）

それでは、2番目の防犯灯のLED化について再質問させていただきます。

先ほどの答弁で、市で管理している灯数が約6,000灯という話がありました。具体的には市で管理している部分と行政区で管理している部分、あるいはワット数、20ワット、40ワット、100ワット、いろいろな種類があると思いますが、そういう容量ごとの基数、そういったところでわかっていたら説明をいただきたいんですが、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

お答えをいたします。

先ほど約6,000灯とお答えをいたしましたけれども、正確に申し上げますと、市の管理分が3,596灯でございます。行政区の管理分が2,570灯でございますので、合わせて6,166灯ということになってございます。

この防犯灯の詳細なスペックということで申し上げますと、全てを正確には管理できていないのが実情ですけれども、申し込みの電力の内訳で申し上げますと、それぞれワット数とかがございますが、蛍光灯20ワットというケースが最多でございます。このうち5,453基というようになってございます。その他、水銀灯、ナトリウム灯等がございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

3番 川村成二君。

○3番（川村成二君）

その防犯灯ですが、先ほど電気料金等で4割に削減できるという話がありました。具体的に電気料金の年間の料金等、具体的な数字がわかりましたらお聞かせください。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

お答えをいたします。

ただいま申し上げました20ワット蛍光灯の5,453基について申し上げますと、電気料金は蛍光灯20ワットの場合は1基当たり年額2,674円92銭ということになります。これと同等程度の明るさのLED防犯灯ということになりますと、10ワットの契約ということだそうでございます。これでありまして、年額1,057円56銭となります。その差は約1,600円安くなるというようなことでございます。

このことから、年額4割程度となるというふうにお答えをいたしました。

○議長（鈴木良道君）

3番 川村成二君。

○3番（川村成二君）

明らかにLED灯に同等の明るさのもので切りかえていけば6割電気料金を削減できるというのは、非常に大きな数字であります。なかなか当市のLED化は進んでいないという状況です。

防犯灯については電気料金だけではないですね。維持管理費用というのが当然必要になってきますが、当市の防犯灯の維持管理費用で、直近の何年かで結構ですが、わかっていたらお聞かせください。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

お答えをいたします。

最初に申し上げましたように、市の管理分と行政区管理分がございまして、行政区の管理分につきましては行政区のほうで対応をお願いしてございます。その関係上、市で管理をいたしております3,596灯、これにかかる修繕の費用ということでございますが、直近の3年分で申し上げますと、25年度は358万3791円を要してございます。24年度が204万7240円、23年度は232万2765円というふうになってございます。多少ばらつきがありますが、平均をいたしますと260万円程度は修繕に要しているということが言えようかと思います。

○議長（鈴木良道君）

3番 川村成二君。

○3番（川村成二君）

この維持管理費用は修繕費の説明がありましたけれども、実際にはあとプラスとしては光熱水費等も当然あるかと思えます。防犯灯をLED灯にかえることによりまして、この維持管理費用も当然削減される。単純な計算をすればLED灯は蛍光灯の約5倍寿命があると。最低でも5倍かなという認識でいるんですが、それからすると維持管理費用も5分の1という見方もできな

くはないのかなと。そういうことからしますと、電気料金、修繕費を含めて維持管理費用で、大きな削減ができることはこの一般質問の中で明らかになってきているわけですので、やはり前向きな検討は必要なのかなと思います。

市としても少しはLED化を進めるということで考えているので、新設に対する補助金を設置しているんですが、やはりこれは現行の蛍光灯に対して交換することに対して補助金を考えていく、補助金を拡大していくというのも必要な策ではないのかなと思っておりますが、その点については、総務部長、いかがお考えでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

冒頭申し上げましたように、現行では取りかえに対する補助という制度になってございませんが、ご指摘のように今つけてある防犯灯の修理が必要となった際が交換の絶好の機会であるというふうに思います。今後、交換に当たっての補助制度、それを補助制度に含めるような形でぜひ検討をさせていただきたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

○議長（鈴木良道君）

3番 川村成二君。

○3番（川村成二君）

交換する費用に対して補助をやるのが確かにいいんですが、トータルで早くLED化をするということも考えることも必要なのかなと思っております。

冒頭申し上げましたように、多くの自治体で事例があります。ということは、市で情報を整理する環境はもう十分整っている状況にありますので、どのようにやるかという検討はできると思われますね。ですので、早期実現に向けた検討を進めてもらいたいというのが私の思いですが、総務部長、いかがでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

議員ご指摘のように、交換を早目に進めることでメリットが早く得られるということがございます。問題の初期費用の点も、ご指摘のように、リース方式やESCO事業等によって平準化をするということで予算の確保についても十分メリットがあるということも考えられます。先進の事例等をよく検証いたしまして、ぜひ導入を考えていきたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

○議長（鈴木良道君）

3番 川村成二君。

○3番（川村成二君）

防犯灯のLED化推進に対して1回目の質問のときに申し上げましたけれども、やはり行政区、市それぞれにメリット、デメリット等ありますので、十分な説明を市民に対してしていただいて理解を得る中で、推進をしていただきたいと思います。これは要望です。

以上で質問を終わります。

○議長（鈴木良道君）

3番 川村成二君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認めます。

午後1時30分から再開をいたします。

休 憩 午前11時51分

再 開 午後 1時30分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

9番 佐藤文雄君。

[9番 佐藤文雄君登壇]

○9番（佐藤文雄君）

日本共産党の佐藤文雄です。

安倍政権は、4月1日、集団的自衛権行使容認に向けた閣議決定を強行しました。この閣議決定は、憲法を破壊し、海外で戦争する国を目指す歴史的な暴挙であり、断じて認めることはできません。アメリカが起こす海外での戦争に自衛隊がアメリカ軍の目下の軍隊として派遣され、戦場に赴くことは、殺し、殺される事態になることは明らかです。憲法9条は、二度と戦争はしないと誓った国際的公約です。9条を生かした平和外交こそが世界の平和に貢献する道、国民の命と安全を保障する道です。

国民、市民は今、戦争か平和かの2つの道の選択を迫られています。私は、海外で戦争をする国づくりを許すな、解釈で憲法9条を壊すな の1点で、安倍政権の野望を打ち砕くために全力を尽くす決意でございます。

去る7月13日のかすみがうら市長選挙において坪井 透氏が当選、返り咲きを果たしました。いわば復活した坪井市政の真価がこれから問われることになるわけです。地方自治法第1条の2第1項には、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」と規定しております。私は、この住民の福祉とは住民の幸せだと考えております。したがって、地方自治体は住民の幸せのためにその役割を果たすことではないでしょうか。今回もその立場から一般質問を行います。

1つ、放射能汚染から子どもと市民及び地域を守る総合対策について。

東電福島原発によって大量かつ広範囲に放射性物質が放出され、国民の放射能への不安が広がりました。とりわけ放射能への感受性が高い子どもの健康を守ることは、日本社会の大問題であると考え、私は、放射能汚染から子どもと市民及び地域を守る統合的な対策について一般質問で取り上げ続けてまいりました。

放射能による健康被害は、急性障害だけではなく、晩発生障害がある。放射線被曝は少量であ

っても、将来、発がんなどの健康被害が起きる危険性があります。放射線被曝の健康への影響は、これ以下なら安全というしきい値はなく、少なければ少ないほどよいというのが放射線防護の大原則であると強調して、具体的な対策を求めてきました。放射線量の総合的で系統的な調査を行うこと、住民のための汚染マップ作成や子どもが近づく場所、ホットスポット対策（きめ細かい測定と除染など）、検査機器と体制の整備を進め、食品検査体制を抜本的に強化すること。そして、内部被曝を含めた被曝線量調査を初め、健康管理を進めることなどなどであります。

当市では、決して十分な対策が講じられたとは言えませんが、一定の前進面があったと評価しております。原発事故から3年半経過し、放射線量は低減しておりますが、一度降った放射能は消えることはありません。引き続き放射能汚染対策を系統的に行うことを求めます。

問1、東海第2原発の再稼働の動きについて、市長の見解を伺います。

震災後運転を停止している東海第2原発について、事業者の原電は、5月20日、県民の反対を無視して再稼働に向けた審査請求を原子力規制委員会に申請しました。宮嶋前市長は、再稼働反対の態度を明確にしておりましたが、この再稼働の動きについて、坪井市長の見解を求めます。

問2、県が発表した広域避難計画案について、市長の見解を伺います。

東海第2原発の事故に備えた広域避難計画で、県は8月6日、避難対象となる原発から30キロ圏内の緊急時防護措置準備区域（UPZ）に含まれる14市町村、96万人の避難先を公表しました。約44万人は県南地域など県内に避難、約52万人は福島、栃木、群馬、埼玉、千葉の近隣5県に受け入れてもらう計画です。当市は、ひたちなか市の市民15万7060人の一部避難受け入れ先となっておりますが、全くの机上の空論だと考えますが、市長の見解を求めます。

2、市職員の雇用と人事・処遇について。

宮嶋前市長は、「老から弱へ」との考え方から高齢者に冷たい施策を断行してきました。その一環として、市職員の雇用と人事・処遇対策については行政改革を御旗に、高年齢の職員を対象に強引なまでのリストラ策を進めてきたのではないかと考えます。私は、断固として反対の立場から、一般質問の場で問題点を明らかにし、追及してきました。

そこで、改めて坪井市長に伺います。

問1、前市長の58歳以上を管理職に置かない方針について。

問2、被災地東北3県への市職員派遣の今後の方向について。

以上2点について答弁を求めます。

問3、職員採用問題について、公平・公正な職員採用をどのように考えているか伺います。

連続して市職員の不祥事（公金着服事件）が起きています。今回、副市長の減給条例案も提出されておりますが、市民からは、職員の採用に問題があるのではないかとの声が上がっています。職員採用について公正・公平な職員採用をどのように考えているか、市長の答弁を求めます。

3、納税対策問題について。

問1、国保税や市県民税の滞納者への年金、給料等の差し押さえについて伺います。

私が5月から6月にかけて行った市民アンケートで、市民の暮らし向きについて、「以前と比べどうですか」の問いに、苦しくなったが26%、やや苦しくなったが36%で、計62%の方が、暮らし向きが厳しい傾向にあることがわかりました。その中で、苦しくなった理由の一番に税金の引き上げを上げています。

市の調査によると、滞納処分の実施件数がふえているということですが、その概要と年金や給料の差し押さえ件数は何件なのか、報告を求めます。

また、差し押さえに至るまでの流れについても説明願います。

問2、納税対策における市職員の対応について伺います。

滞納の増加は、市民の暮らしが大変だというあらわれです。今、多くの市民は日常の生活に追われ、税金を払いたくても後回しになっているのが実態ではないでしょうか。市は納税推進課を設置し、滞納者には納税相談を行っているようですが、「上から目線の態度で懇切丁寧な対応になっていない」との苦情がありました。徴税に当たっても、住民の命と暮らしを守る立場になっているかが問題です。

今回私が相談を受けた方は、滞納分については納税相談に応じ、全額を会社から前借りして納税しました。しかし、滞納金が多額である、延滞金が多額であることを踏まえ、本人は持病を抱えており医療費がかかるとして延滞金の減免申請をしました。しかし、市は、本人は治療中で医療費が相当額になることを全く無視して、十分な支払い資力は確保されているとして不承認としました。税金を滞納すると14.6%もの延滞金が請求されます。まさにサラ金並みであります。私は、滞納分を完納した場合は、延滞金はできる限り減免すべきだと考えます。特に災害や失業、病気などの場合は減免すべきではないでしょうか。答弁を求めます。

4、総合的な子育て支援について。

問1、市立さくら保育所の閉所問題について。

私は、前議会の一般質問で、市立さくら保育所の継続期間について、父母の会は5年以上を要望しているが、市長はなぜ1年にこだわるのかとただしましたが、宮嶋前市長は、「前回はおおむね1年と答弁したが、さくら保育所を仮に閉所した場合、待機児童の発生が予測される」として、市長選挙を意識し、継続期間については明言しませんでした。今議会の所信表明で坪井市長は、「さくら保育所の今後の対応については、保護者との合意形成をもって判断してまいりたい」と述べましたが、具体的な継続期間についてはどのように考えているのか、市長の答弁を求めます。

また、産休明けでさくら保育所の入所希望者がいることについて、私は、ゼロ歳児の定員は15人だ。入所希望の子ども受け入れ、公的責任を果たすよう求めましたが、その後の対応について担当部からの答弁を求めます。

問2、自己負担なし・所得制限なしの中学卒までの医療費完全無料化について。

茨城県は、ことし10月から小児医療費助成（マル福）を、外来が現行の小学3年から小学6年に、入院が中学3年まで拡大します。当市は、外来・入院とも中学卒まで無料化を実施していますが、自己負担なしを継続することを優先したこともあり、所得制限があります。

私は、県の助成拡大で完全無料化の道は開かれたと思いますが、自己負担なしで所得制限なしの中学卒までの医療費を完全無料化するにはどれだけの財源が必要となるのですか。また、市長の見解を求めます。

問3、学校給食無料化について。

宮嶋前市長は、平成26年度当初予算に小中学校給食費無料化の予算を計上しましたが議会がこれを削除、否決したため実現できませんでした。市長選挙でも、宮嶋氏は学校給食無料化を掲げ

戦ったわけでありませんが、私も子育て支援策の一つとして有効な施策だと考えております。坪井市長の見解を求めます。

5、国民健康保険税について。

問1、前市長の国保税条例の改正の問題点について伺います。

国民健康保険税は、所得や資産に応じて徴収する応能割と世帯の人数に掛ける均等割額と一世帯ごとに定額を課す平等割額を徴収する応益割を足して計算されます。一般的には、応益割の比率が高いほど低所得者の負担は重くなる仕組みです。

宮嶋前市長が均等割及び平等割、いわゆる応益割分を上げたため、低所得者や所得、資産のない被保険者には負担増となりました。私は公約違反だとして改善を求めましたが、宮嶋市長は、全体としては近隣市町村並みに引き下げたと考えているとして応えませんでした。改めて坪井新市長の見解を求めます。

また、改善策を考えているかも伺います。

問2、短期被保険者証の期間延長について伺います。

平成21年第1回市議会定例会、これは当時、坪井さんが市長だったときでございます。これまで国民健康保険税に未納があり、期別ごとの納付ができない世帯には、分納の約束をすれば有効期間が6カ月の短期被保険者証を交付していましたが、4月からは保険税の未納状況に応じて保険証の有効期間を1カ月にするとしました。私は、国保税が高くて払いたくても払えないのが実態だ。短期被保険者証の期間を1カ月にすることは、やむなく対応せざるを得ない生活困難者をますます追い込むことになるかと指摘し、反対しました。その後、短期被保険者証の発行数はふえるばかりであります。期間1カ月の短期被保険者証の発行で滞納が改善されたのでしょうか。私は、もとの6カ月の短期被保険者証に戻すべきだと考えますが、答弁を求めます。

6、水道事業について。

茨城県の水道料金が首都圏で一番高い元凶は、無駄な水源開発にあります。水源開発を続ける限り、水道料金の値上げは避けられません。

問1、県の「いばらき水のマスタープラン」と実施協定の見直しについて、当市の具体的な数値について伺います。

県のマスタープラン（長期水需要計画）はたびたび変更されてきましたが、過大な人口予測と水需要計画の実態との乖離は解消されていません。しかも、県知事は、「水のマスタープランを見直さない」と公言し、八ッ場ダムや霞ヶ浦導水事業などの水開発を推進しております。当市においても、過大な人口予測による実施協定を県当局と結んでいますが、当市の人口と水需要に見合った水量に改定すべきです。なぜ当市は、県当局に対して実施協定水量の見直しの変更の要請はしないのですか、答弁を求めます。

問2、八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業などの水開発事業の必要について伺います。

国土交通省関東地方整備局は、八ッ場ダム本体工事の着工を決めました。霞ヶ浦導水事業については、民主党政権のダム事業見直しで検証対象とされ、本体工事が中断していましたが、国交省は8月25日、継続する方針を決定しました。この導水事業は県中央広域水道用水供給事業と深くかかわっており、事業を推進すれば、当然高い水道水を押しつけられる結果となります。茨城県の水余りは明らかであり、新たな水開発は必要ないと考えます。また、導水事業によって霞ヶ

浦の水質が改善されるとしていますが、全くの虚構です。改めて坪井市長の答弁を求めます。

問3、水道料金の引き下げについて。

当市では、水道の基本料金、10立方ですが、これを全て使わなくても月額2,138.4円であります。しかし、加入者の約3件に1件は水道使用料が基本料金、いわゆる10立方以下であります。土浦市ではゼロ立方を基本水量として、1立方ごとの使用した分だけ支払う従量料金制度を設け、水道料金を引き下げ、高齢者や単身者に喜ばれております。

市長は所信表明で「水道料金の引き下げに取り組む」と述べましたが、具体的な内容について答弁を求めます。

以上、第1回の質問といたします。

○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

佐藤議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目1番、東海第2原発の再稼働の動きへの見解についてお答えをいたします。

電力供給につきましては、自然エネルギーなどのクリーンエネルギーで供給できることが一番だと思っておりますが、これは現時点で現実的ではないことであると思っております。

そこで、ご質問の原子力発電所の再稼働についてですが、国のエネルギー政策でありますから、国が原子力施設の安全確保を確約し、地元の合意を大前提とした上であれば反対ではないというのが私の考え方です。その上で、東海第2原発の地元合意については、30キロ圏にこだわらず、県南地域も枠組みに入れることを検討していただきたいと考えております。

次に、1点目2番、県が発表しました広域避難計画への見解についてお答えをいたします。

県が策定中の広域避難計画については、去る8月5日に開かれました市町村長による自治体研究会において、避難対象地域の区分と避難先市町村の割り当て案が示されたところであります。本市を初め、県内12余りの自治体がひたちなか市からの避難先として割り当てられております。実際の受け入れに当たりましてはさまざまな課題があるかと思いますが、今後、計画策定の中で検討をされるものと思っておりますので、より実効性のある計画となるよう、今後の策定状況を注視していきたいと考えております。

次に、2点目、市職員の雇用と人事・待遇についての1番、前市長の58歳以上を管理職には置かない方針への見解についてお答えをいたします。

私は、58歳以上を管理職に置かないことにこだわらず、経験や知識を生かし、部長や課長のライン職として活躍していただきたいと考えております。

次に、2点目2番、被災地への市職員派遣の今後の方針についてお答えをいたします。

川村議員からの質問にもお答えをいたしましたとおり、東日本大震災の復興事業の推進に当たりましては、被災市町村におけるマンパワー、いわゆる行政職員の確保が極めて重要であるというふうに認識をいたしております。

本市におきましては、先ほど川村議員の質問の中にもありましたように、今年度、福島県双葉

町に2名、川俣町に1名の職員を派遣いたしております。双葉町の業務は、復興にかかわる復興計画の策定や町民などへの健康支援業務を担当し、川俣町では原子力災害対策の除染のための説明会や除染作業の監督作業に従事をいたしております。

また、派遣をした3名の職員が現地におきます業務などを通じて得た知識、経験は、本市としても貴重な財産であると認識をしております。帰庁の際、被災地の現状や復興計画の業務報告を受けておりますが、現地での経験を本市に還元してもらい、災害や危機管理に対する職員や市民の皆さんの意識の醸成にもつなげてもらいたいと考えております。

今後の派遣につきましては、権限移譲など事務量の増加が予想されること、さらに急激な職員数の減少に対応した中での市民サービスの確保の観点から、保健師1人についてはことし9月までとし、残り2名の職員につきましては、市の事務事業計画を踏まえ判断してまいりたいと考えております。

特に、保健師につきましては、介護保険法が改正されたことによりまして、地域包括支援センターの職員配置について厚生労働省令の基準に従い定めるものとされたことから、配置を見直すことが必要となりました。

また、要支援者を対象にした予防給付事業が見直され、訪問介護などについては市町村が行う地域支援事業へと移行することになるため、事務事業の見直しなど事前に準備を進める必要が出てきているところであります。

これらのことから、保健師業務にかかわる現状及び介護保険制度の改正による業務など、保健師が担う役割が増大しており、現在の保健師の職員数では対応し難い状況となっていることから、派遣先自治体に本市の状況を説明し、派遣していた職員について10月から本市の業務に復帰していただくことで調整をしているところでございます。

派遣先の自治体にはご理解をいただきたく思っているところでございます。

次の、2点目3番、職員採用については副市長からの答弁とさせていただきます。

3点目、納税対策問題については市民部長からの答弁とさせていただきます。

次、4点目の総合的な子育て支援についての1番、市立さくら保育所の閉所問題への見解についてお答えをいたします。

さきの小松崎議員にも答弁をいたしました。さくら保育所につきましては、保護者の皆様方に対しまして民営化の不安を解消できるような丁寧な説明を実施していくなど、閉所に向けて理解が得られるようにしてまいりたいと考えております。

まずは、保護者の皆様との話し合いを通しまして共通認識を形成することに努めたいと考えております。これを通しまして閉所の時期について判断してまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

次に、4点目2番の総合的な子育て支援における所得制限なしの中学校卒業までの医療無料化についてお答えをいたします。

中学生以下の医療費の無料化につきましては、子育て支援の充実を図るため、所得制限つきではありますが、小学校3年生までだったものを中学校3年までに対象年齢を拡大し、昨年1月1日から施行している状況でございます。さらに、本年10月から、医療費については茨城県の要綱が改正されたことによりまして、これまで市単独で補助を行っていた小学校4年生から小学校6

年生までの外来医療費及び小学校4年生から中学校3年までの入院医療費について、県補助事業対象となりました。

しかし、年々医療費も増大していることや、外来自己負担を補助することによって多受診など、安易に医療機関に受診することによりまして、さらなる給付費の増加も考えられます。このようなことから、市の厳しい財政状況を踏まえ、近隣市町村の状況も勘案をしながら、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、4点目3番、学校給食の無料化への見解についてお答えをいたします。

現在、本市におきましては、学校教育法第11条の規定に基づき、保護者の皆様方に給食費の負担をお願いしているところでございます。ご質問の給食費無料化につきましては、学校教育法第11条により負担区分は明記されているものの、昭和29年9月28日付文部事務次官通達によりまして、給食費の補助等が可能となっていることから、子育て支援策の選択肢の一つとして認識をしているところであります。

しかしながら、財源の確保が困難な状況にあることなどから、今は実施する時期ではないと考えております。

子育て支援に関しましては、より少ない財源で、より効果的な方策を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

次の、5点目の国民健康保険については、理由を含めて市民部長からの答弁とさせていただきます。

次に、6点目、水道事業についての1番、「いばらき水のマスタープラン」と実施協定の見直しについてお答えをいたします。

平成19年3月に改定をされました茨城県の水マスタープランにおけます県全体の水需要予測値と本市の水道事業の決算における実数値には開きがあると考えております。本市水道の水源は地下水と県からの受水で手当てをしておりますが、市全域が茨城県地下水採取の適正化に関する条例の規制区域でありますことから、県からの受水に切りかえるよう求められているところであります。

地下水につきましては、東日本大震災による災害を受け、今後とも安定的な水源として確保しなければならないと思っております。しかしながら、地下水の取水量につきましては、県条例により年次的に削減するよう許可制限を受けることとなりますので、今後の水需要の動向を見ながら許可の申請を継続していきたいと考えております。

水道水源としては、地下水と県からの受水以外にございませんので、将来にわたり安全・安心の水道水を供給し続けるためには、県水への切りかえも必要であると思っております。

地方自治体が運営する水道事業については、人口の減少、少子高齢化、節水意識の高まりによる節水器具の普及等によりまして、将来の水需要の増加は余り見込めない状況にあります。水のマスタープランにおけます県全体の水需要予測と本市の現状を踏まえつつ、水道法第1条にありますように、利用者の方々に正常にして豊富、低廉な水の供給を図ってまいりたいと考えております。

次に、6点目2番、八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業の水開発事業の必要性について市長の見解を問うについての質問にお答えをいたします。

まず、国の直轄事業であります八ッ場ダム事業につきましては、将来にわたって県西用水から

安定的に給水を受けるために必要な事業であると考えております。

国土交通省は、本年10月に八ッ場ダムの本体工事に着手する見通しであり、2020年（平成32年）3月末までに完成させる予定であるとのことでございます。

県西用水とは、既に協定水量4,600トンと同量を契約水量とする受給契約をしております。八ッ場ダム事業によりまして新たに水利権を得られることとなりますが、本市においては、水事業の低迷と合併により、県西用水と協定水量の見直しは、今のところ考えておりません。

次に、霞ヶ浦導水事業につきましては、県中央用水が那珂川から取水するに当たり、国から水利権に基づく取水許可が必要であることから、本市の水道事業が将来にわたり安定的に給水を受ける根拠となるものでございますので、必要な事業であると考えております。

霞ヶ浦導水事業は、ダム事業見直しとともに検証対象とされ、本体工事が中断をされておりますが、本年8月25日、国土交通省は事業を継続する方針を決めたことが発表されております。

県中央用水は、県内でも料金設定が高いところでありますので、今後も協議会を通じて料金値下げの要望を継続していきたいと考えております。協定水量についても、今後検討していく必要があると考えております。

八ッ場ダム、霞ヶ浦導水事業のいずれにつきましても、事業完了後は毎年費用の発生が見込まれ、水道料金に転嫁されることになると思われますので、事業の進捗状況を注視していきたいと考えております。

次に、6点目3番、水道料金の値下げについてお答えをいたします。

先ほど小松崎議員の一般質問にもお答えしましたとおり、上水道の普及率は9割以上に達しており、市民の皆様方の家庭のほとんどが加入をされている状況であります。

4月1日から消費税率が5%から8%に改定をされ、既に水道料金が値上げをされておりますので、暮らし応援の公約のとおり、生活支援策として負担軽減を図っていきたいと考えております。

これまでも、水道事業は厳しい状況であるという認識をしておりますが、担当には、水道料金改定に向けての検討を指示したところであります。

一般会計も厳しい財政状況にありますので、公営企業として経営を見直し、費用対効果を十分に検討し、経費の縮減に努めてまいり所存でありますので、実施につきましては、今の段階では、なるべく早い段階ということでご理解をいただきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

副市長 石川眞澄君。

[副市長 石川眞澄君登壇]

○副市長（石川眞澄君）

佐藤議員の2点目3番、職員採用について及び土木や建築などの専門職の採用についてお答えいたします。

市では、職員の採用は地方公務員法の任用の規定に従い実施しております。市職員の採用に当たっては、競争試験または選考によるものとされ、公平取り扱いの原則、受験成績等の任用の基本基準及び不利益取り扱いの禁止に従って行わなければならないとされております。

まず、第1次試験については、行政職では教養試験、作文試験を行い、その合格者に対し、口述試験として第2次試験、第3次試験を行います。口述試験につきましても、グループ面接やグループ討議を行うとともに外部の専門家を交えて実施するなど、改善を図ってきたところですが、今後とも、より公平・公正な採用に努めてまいりたいと考えております。

また、土木や建築などの専門職の採用に関しましては、今後、権限移譲などがふえることとなりますので、それらに対応できる人材の確保という意味でも、専門職の採用に力を入れていきたいと考えております。

平成27年4月1日付、来年ですが、採用する予定の職員の採用試験でも、行政職の採用予定人数9人のうち、建築士2名程度、保健師2名程度、管理栄養士1名程度、社会福祉士1名程度を専門職として考えております。

しかしながら、専門職につきましては、社会情勢や経済状況などにより確保が困難な場合もありますので、現在の職員の資格取得を含めたスキルアップなど職員の育成にも力を入れていきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

[市民部長 板垣英明君登壇]

○市民部長（板垣英明君）

では、佐藤議員、3点目1番、国保税や市県民税の滞納者への年金、給料等の差し押さえについてお答えいたします。

本市における未納税者への年金、給料等の滞納処分件数でございますが、給与差し押さえにつきましては、23年度6件、24年度10件、25年度2件となっております。年金の差し押さえにつきましては、22年度が2件、23年度1件、24年度3件、25年度が1件という滞納処分を行っております。

いずれも納税確約書の内容から、不履行等があった方に対するの執行でございます。

また、差し押さえに至るまでの流れについてご説明いたします。

納期限を過ぎて20日以内に督促状を発送いたします。それでも納付が確認できない場合は、電話連絡等を行い、連絡がとれた方につきましては、いつまでに納付いただけるのか、また分割納付についての相談にも応じております。それでも納付いただけない場合には、催告書を発送いたします。その後、財産調査等を行い、資産があると確認された場合には差し押さえを行っております。

続きまして、3点目2番、納税対策における市職員の対応についてお答えいたします。

経済は回復の兆しが見えているところではありますが、いまだ多額の滞納税がある中で、本市では、税金の滞納者に対し個々の状況をお伺いし、分納などにより無理なく税金を納めていただけるようにする納税相談を行っております。

しかし、中には、ある一定の資力があるにもかかわらず、納税に対する誠意が見られない方もおります。そんな方に対しましては、最終的には換価性の高い預貯金を中心とし、貯蓄性の高い生命保険、国税還付金や不動産等の差し押さえ等を行っております。

差し押さえは、公平・公正な徴収の実現であり、あくまでも適切な徴収事務と考えております。また、延滞金の減免につきましては、かすみがうら市条例でも定めておりますとおり、震災・風水害などの災害、生活保護などの扶助を受ける場合、疾病などにより多額の出費を要し生活が困難であると認められたときなど、幾つかの要件がございます。

今回のケースにつきましては、本人の申し立て、資力などを調査した結果、これらの減免規定には当てはまらないものと判断いたしました。

続きまして、5点目1番、前市長の国保税条例の改正の問題点についてお答えいたします。

平成23年9月の議会におきまして、応能・応益の負担割をそれぞれ50対50に近づけ、税負担の公平性を確保するため、国保税の均等割、平等割の引き上げを行っております。

一方、低所得者層に対しましては、平成22年度から、それまでの課税所得に応じて4割、6割を軽減していたものを、2割、5割、7割とし、軽減の割合が引き上げられております。

また、平成26年第2回臨時会において、低所得者層の国保税の軽減の対象が拡大され、その結果、2割軽減から5割軽減に移行した世帯が多数ありました。現在の当市の応能・応益の割合は、応能割59に対し応益割41となり、応能割が多くなっているのが現実であります。

今後は、国の動向や近隣市町村の状況を見ながら検討してまいりたいと思っております。

続きまして、5点目2番、短期被保険者証の期間延長についてお答えいたします。

平成26年7月末現在の滞納者に対する短期被保険者証交付世帯は806世帯、1,539人分で、そのうち有効期限が6カ月のものが409世帯、792人、1カ月のものが397世帯、747人分となっております。被保険者証がない場合には、医療費が全額負担となってしまいますので、被保険者証を持っていない滞納者の方には、速やかに納税相談を行っていただくようお願いしております。

短期被保険証は、納税を促すための有効な手段でもありますので、現在のところ、有効期間の延長等は考えておりません。どうかご理解のほどお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

○保健福祉部長（金田克彦君）

それでは、佐藤議員のさくら保育所におけるゼロ歳児の定員と受け入れについてお答えをいたします。

現状としましては、年度当初の児童受け入れ定員は、募集の始まる時期——当該年度の前の年の秋にかけてでございますが——での受け入れ枠での募集人員であります。その後、保護者からの入所申し込みによりまして、可能な限り希望先への入所または他の保育所等への案内をしております。そのような中で、3月までには新年度の受け入れ体制を計画し、整え、受け入れている状況でございます。

そのような中で、年度途中の産休明け児童や途中入所の受け入れが難しい状況にあります。現在の待機児童は、他の公立保育所や民間保育所にあきがある場合には、そちらに紹介し、待機児童の解消に努めてまいりましたが、ゼロ歳児、1歳児については受け入れが大変難しい状況にあ

ります。

今後は、子育て支援につながる環境整備を検討して、平成27年度ではゼロ歳児から2歳幼児・児童、さらには障害を持つ児童を含め、保護者が安心して預けられ、就労などにつけるよう検討してまいります。

また現在、市のホームページ上では、平成26年度の保育所入所案内がアップされてございますが、今後、現在の各保育所における空き情報等を掲載することなどをしまして、新しい情報を提供してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

それでは、東海第二原発の問題なんですけど、今の市長の答弁ですと、脱原発の立場とは言えないと。そう受け取れなかったわけです。宮嶋市長は明確に脱原発を掲げておりましたが、いずれにしても、昨年平成25年3月28日に非核脱原発平和都市宣言というのを行いましたね。核兵器の速やかな廃絶を願い、また福島原発の事故の教訓から、原発にかかわる再生可能エネルギーが創設されることを期待して脱原発社会を願うという、そういう立場で浜岡原発と東海第二原発の再稼動に反対するというふうにして、大きな非核脱原発平和都市宣言の看板を立てましたよね。

そこでお聞きしますが、この看板は、坪井市長にはそぐわないということになるかと思うんですが、あの看板はどうなさるんですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

先ほどお答えしましたとおり、理想としては自然エネルギーが最もで、ただ、現実的にそれで賄えるわけではございません。

そういう中で、原発につきましても、それはなくなれば一番いいことでありまして、ただ現実的な中で、今、非常にガスとか石油とかを使った火力発電中心で辛うじて賄っている状況の中では全てを、私は原発絶対反対という形では考えていないわけでありまして、ただ、理想としてはそういったことでありましようから、その看板については、私はそのまま置いておいて、そういった方向を目指すというようなことでいいのではないかなというふうに私は考えております。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

ということは、あの看板は、坪井市長は実現するかどうかかわからないけれども理想だと。ですから、あの看板はそのまま、理想の旗印としてあのまま立てておくということと理解してよろしいんですか。はい。

ただ、市長は、「国が原子力施設の安全確保を確約し」というふうに言いましたよね。でも、この田中俊一原子力規制委員長は、7月16日の記者会見で、川内原発の審査書の問題で「合格というのは安全性の担保じゃない」というふうに述べているんですね。福井の大飯原発に対する判

決が差し止めがありましたけれども、少なくとも具体的危険性が万一でもあれば、その差し止めが認められるのは当然だと。このことは、土地所有権に基づく妨害排除請求権や妨害予防請求権においてすら、侵害の事実や侵害の具体的危険性が認められれば侵害者の過失の有無や請求が認容されることによって、受け入れる侵害者の不利益が大きいという、この侵害者側の事情を問うことなく請求が認められるということに対しても、対比して明らかだと言って、この差し止めをしたわけですね。そういう点では画期的な判決だというふうに思っているんですが、この福井地裁の判決について、市長はどのように受けとめているんでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君に申し上げます。

ただいまの発言は、市の一般事務の範囲内を超えておりますので、注意を申し上げます。

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

これは東海第二原発の問題を言いましたね。東海第二原発は身近な問題ですね。この福井判決というのは全国的な原発の問題では大きな判決、意義のある判決だというふうに私は捉えているんですね。ですから、それを当市の一般事務の問題じゃないというふうに考えていらっしゃる議長のお考えは、非常に狭い考えだというふうに思うんですね。恐らく、普通であれば堂々この福井判決について述べられればよろしいかなというふうに思いますが、どうですか、市長。

○議長（鈴木良道君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

それでは、ただいまご質問の大飯原発の判決についてお答えをしたいと思います。

この質問内容からいたしますと、基本的には私が答える立場ではないというふうに考えているところでありますけれども、大変全国的に注目すべき判決でございます。そのような認識を持っております。

しかし、関西電力のほうが控訴をしておりますので、そういったものを見ながら、現段階ではその推移を見ている、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

いずれにしても関西電力のほうでの判断だというようなお答えだったと思うんですが、私、5月から6月にかけて市民アンケートを行ったんですね。そうしましたら、原発再稼働に反対が59%、賛成が21%で、これ東海第二原発となると、廃炉にするというのが65%、安全点検をして再稼働が19%、市民は圧倒的に廃炉を望んでいると。議会も一昨年でしたか、東海第二原発廃炉の請願を趣旨採択しております。

きょうの朝日新聞でも、再稼働反対が57%ということでしたね。そういう結果が出ております。そういう意味では、多くの国民、そして市民は再稼働反対という気持ちだと思うんですが、このような市民、そして国民、そして議会の趣旨採択について、市長はどのように受けとめておられ

ますか。

○議長（鈴木良道君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

国民、市民の原発に対する気持ちのあらわれであるというふうに考えておりますけれども、その反面、これからエネルギー政策をどうしていくか、その辺の課題がたくさん残っていることでありますので、そういったものを含めて真摯に受けとめていきたいと考えています。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

真摯に受けとめたいということではありますが、今、原発再稼働に反対する世論は非常に、運動も含めて、官邸前の反原発の運動がずっと続いていますよね。そういう意味では、安倍政権が4月に閣議決定したエネルギー基本計画をつくる際につくったパブリックコメントというのがあるんですよ、このパブリックコメントでも脱原発を求める意見が9割を超えているという情報もあります。

第一に、ことしの夏は3.11以降、初めて原発稼働ゼロの夏となったわけです。電力不足はどこにも起きなかった。原発稼働ゼロの夏というのは、1966年に日本で商業用原発の稼働が開始されてから数えると、実に48年ぶりだということでもあります。安倍さんは夏前に再稼働を狙っていたようですが、そういう意味では、いろんな運動でこれを許さなかったというふうに私は考えております。

その次に、原発の再稼働の問題については、司法の判断、今、福井判決も言いました。いわゆる運転差し止めを命じた5月21日の判決ですね。それに続いて、8月26日、福島地裁は原発事故で避難生活中にみずから命を絶った女性に対して4900万の損害賠償の支払いを命じる判決を下しました。東電は控訴しないというふうに述べました。こういう2つの判決が出ているということは、人類と原発は共存できないということだと私は思っております。また、そういう内容でもあるかなと思っておりますが、市長は、人類と原発は共存できるとお考えですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

大変難しい質問でありますけれども、現在原発がない中で夏の電力需要を賄ったという点は非常に私もよいことだと思っております。ただ、一面では、先ほど申し上げましたように、大変な火力発電、化石燃料を中心に賄われておりまして、そういった課題がございます。そういう中で、これからどうしていくかということは非常に大きな課題として認識をしております。

それから、両立ができるかということについては、私も明快な解答ができませんので、そのことにつきまして答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

答弁を差し控えるということですから、まあしようがないですね。

県の広域避難計画ですが、やはり避難計画そのものはもう机上の空論だと私言いましたよね。強調したいのは、東日本大震災と原発事故からもう3年6カ月ですね、福島県はどうですか、13万人もの県民が先の見えない避難生活を余儀なくされているんですね。こういう福島県の実態が今あるわけですよね。

福島県の調査によると、県内外に避難されている家族の49%が2カ所以上に離れ離れになって暮らさなければならなくなっていると。避難後、心身の不調を訴えるようになった人がいる世帯は68%と。震災関連死ですね、今福島地裁でも断罪されましたが、1,700人を超えてふえ続けています。その福島県に20万人以上避難をさせると。こんなのあり得ないんじゃないですか。そして1人当たりの面積が2平米だそうです。とても100万人の避難などができるはずがないというふうに思います。本当に県民、市民の安全を守るというのだったら、廃炉を決断すべきだと私は思うんですが、いずれにしても30キロ圏外は避難の受け入れ先で問題ないと、30キロ圏以外は避難先として適当だというふうに思いますか。

○議長（鈴木良道君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

副市長に答弁をさせます。

○議長（鈴木良道君）

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

これは難しい問題だと思います。例えば3.11のときの福島原発のように風の流れやそういったことを考えれば、30キロ圏外が必ずしも安全かと言われれば、それは市町村の立場から言いますと確約はできないと思います。ただ、万が一事故が起きたときに、一義的にどこに避難するかということを県のほうは想定して避難計画を立てていると思います。

また、こちらの市町村も、1人2平米の面積割でというのは議員のご指摘のとおりでございますけれども、市町村としても、その避難をされた方をどのように受け入れていくのかというのが、これから考えていく大きな課題ではあろうかと私は考えております。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

難しい課題だというふうに言っていますが、そういう意味では、国はこの避難計画、自治体に丸投げでしょう。これを再稼動の条件にすらしていないというところにも問題がありますよね。

福井判決は、原発の技術、この危険性の本質及びそのもたらす被害の大きさは、福島原発事故を通じて十分に明らかになったというふうに言っているんですね。原発において一旦発生した事故は、時の経過に従って拡大していくという性質を持つ。このことはほかの技術とは異なる、原発事故に内在する本質的な危険が存在しているというふうに言っています。

今副市長が言ったように、放射能雲、プルームですね。それが風の流れによってどちらに行くかわからない。スピーディが十分に公開されないまま飯舘村に大きな被害を、また相馬市もそう

ですね。そういうことがある。逆に、県南のほうにも放射能雲が来まして、県南地域、そして千葉のほうも放射性の物質が降り注いだという現実があるわけですね。そういう意味では、県南地域といっても安全ではないというふうに想定されるわけですね。これは余り聞いても答えが返ってこないようではありますが、県南地域だから安全だというふうには思わないと思うんですが、そこら辺はどうですか。

○議長（鈴木良道君）

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

先ほど申しましたように、風の流れとかそういったもの、また東海原発の事故の規模、そういったものによりまして、必ずしも30キロ圏外が安全だということではありません。ただ、30キロ圏内に比べれば事故の被害といえますか、そういったものは少しは軽減されるかもしれません。そういったものに対して一義的に、先ほど言いましたように、30キロ圏内の住民を受け入れる体制はどこの市町村でも持たなくてはならないと思っています。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

放射線の影響というか、放射能の影響というのは結構長く続くというのを私述べました。セシウム134、137、これによって半減期がセシウム134は2年ですが、137は30年ということですので、低減率も変わっているんですが、これは阿見町と小美玉市のホームページで食品農産物の放射線測定結果というのが出ているんですね。特にタケノコ、原木シイタケ、これがしっかり載ってまして、例えば小美玉のホームページでは、平成24年4月のタケノコは平均72ベクレルなんです。25年は40件は不検出だけれども、38件が平均29ベクレル、約30ベクレルですね。原木シイタケは平均246ベクレルというふうになって、今、26年度はまた件数は少なくなっております。

実は、去年ですか、私が、環境経済部長だったかな、食品の検査をどんな場所でもやるべきだと。もらったものでもというふうに話しましたが、それについて頑なに拒んだのが、逆に市長が、それはおかしいんじゃないかということで、どこでも、もらいものであってもやるべきだというふうにおっしゃった経過がありますね。そのときに、実は市がやってくれなかったんで、私がひたち野の産直センターに頼みましたら、タケノコが33ベクレルなんですね。これを見ると、去年ですから30ベクレル、非常に近いと。一方、原木シイタケですね、これは生シイタケなんですが、物すごく高かった、587ベクレルだったということなんですね。

ところが当市では、こういう表示、不検出ばかりで、検出された実績が載っていないんですが、どういうわけですか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

当市のホームページの掲載についてご説明いたします。

農産物を対象とした市の無料の放射性物質検査については随時受け付けをしているところでございます。その中で、関係団体等で検査依頼がありました農産物の検査結果については、先方の

了解を得てホームページで掲載をしております。ただ、出荷制限をされているものについては、放射性物質検査を実施はしておりますが、市のホームページへは掲載しておりません。そういうことでございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

やはりどういうものが持ち込まれて、この食品でベクレルが出ていけば公開するべきだと。小美玉市、それから阿見がきちっと出しているんですね。これ出すべきだと思いますが、どうでしょうか。検討できませんか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

佐藤議員さんのほうから、近隣の市町村でもホームページに掲載しているということでございますので、今後、さらに近隣の調査をいたしまして、それに沿って検討をしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時39分

再 開 午後 2時49分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

まとめということになっちゃいますが、これは土浦の科学者グループでつくっている土浦まちづくり市民の会放射線測定グループの方が作成したやつなんですね。放射線量は減ってきたが、低減スピードが鈍化している。今述べましたように、セシウム134は半減期が2年、セシウム137は30年ということですので、1ミリシーベルトだったのが、今データ的には、ことしの6月28日だと大体0.5をちょっと上がるという状況ですね。それがだんだん下がるケースが短くなると、低減率が低くなるということですね。ですから、内部被曝ということも十分に気をつけなきゃいけないということで、継続した放射線量の測定なり、きちっとした、自分らが食べるものは気になつたらまずはかるということが必要だということだと思います。

それでは次に、職員の人事の問題を言います。

その前に、「カワウチ」原発、あれは「センダイ」原発です。どうもすみません。訂正したいと思います。

この職員の不祥事が続いていますけれども、ちょっとお聞きしますが、平成5年ぐらいから旧霞ヶ浦、旧千代田を区分して大体何人ぐらい採用しているか、調査結果を教えてください。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

お答えいたします。

平成5年度以降ということでございまして、合併前までの数字を調べてございます。旧霞ヶ浦町では62人、千代田町では90人採用がございました。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

公金横領事件を起こした2人の職員いますね、これは旧千代田町時代に採用されたかなと私は思うんですが、この方たちは、新卒なのか、いわゆる会社に行って途中でこういう採用になったのか、これについて、ちょっと調べた結果を教えてくださいませんか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

ご指摘の職員でございますが、平成9年度と16年度に採用をされております。2人とも民間の企業に勤務をいたしておりまして、その後、臨時職員として任用されております。そして採用試験を受験して、合格して採用になったというような経過でございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

いろいろなうわさが出ておりますが、このように、やはり途中で採用している、また臨時で採用して、その後試験を受けて正式採用になっているというような形にはなっていると思いますが、特に平成16年は合併前ですね、このときは10人、千代田は採用しているんですね。二桁。何と平成14年から16年にかけて10人、11人、10人。すごく大きいですね。こういうことがやっぱり指摘されるのかなど。そういう意味では、採用の仕方については、今後きっちりとした対応をしていただきたいと思いますが、市長、どういう考えでおられますか。

○議長（鈴木良道君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

職員採用につきましては、言うまでもなく公平で公正で、しかも資質のある職員を採用することが基本でございます。そのため、先ほど副市長が答弁の中で申し上げましたように、教養試験、それから作文、口述等も含めて、総合的な判断の中で現在はやっております。そういったことで、しっかりと市の将来を担える職員の採用について、今後進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

そのようにお願いしたいと思います。

それでは、非常に問題のある納税対策のことについてなんですが、市の職員の対応ですね、相談者は、市の職員から「滞納している人間は俺ら以下だと。裁判でも何でもすればいい」というふうに語ったそうです。私は、そのときに担当者に聞きましたが、それは言っていないと。裁判でも何でもというのは、手続に従って粛々とやることの意味を言ったんだというふうに言っていました。

しかし、この方は、いつもこのような態度ではないと、もっと上からの目線で話しているというふうにはっきり言っていました。私が立ち会った段階でも担当者は、納税の意思や資力が総合的に判断して、あなたの分は差し押さえると。あなたと話しても平行線だと。差し押さえすれば終わる話だと。どなたと一緒に来ても同じだと、お話ししようがない。こういう態度をとったんですね。納税相談に来ていて、延滞金の問題で相談をしているときに、もうこれ、差し押さえれば済むことだというふうに簡単に言っているんですか。こういう市の職員の対応、どうですか。

市民部長はどうお考えですか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

私も、まだその件については本人から聞き取り等いたしまして、言った言わないの話にはなってくると思うんですが、本人は仕事熱心の余り、つつい口調がきつくなることもあるとは思いますが、もしそういうことを言ったとすれば、職員の接遇としてもちょっと問題があるので、その辺は検証の余地があるとは思いますが、本人は、多くのきちっと納めている納税者のためという観点から、多少言葉がきつくなったのかなと推測されます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

いずれにしても、この方は持病を持っていらっしゃるわけですね。異議申し立てを出してありまして、その中に、十分な資力があるからというふうに言われるけれども、10年前から糖尿病を患っており、インスリンや検査料、注射など医療費はふえて、目は網膜症も発症していて、目薬など高額な薬価代も必要なことから、人命最優先と考えますので、今回何とかというようなお願いはできませんかという異議申し立てをいたしておるようです。

そうしたら、8月27日にこの異議申し立てを却下しているんですね、棄却ですか。再弁明書が来ているんですが、医療費を確保できるよう配慮して納付を決定していないとの主張については、そもそも配慮の義務はなく、分割納入を認められる納付計画を提示して誓約するか、給料差し押さえの滞納処分を執行される以外に選択肢がないと。

いろいろ書いてありますが、そもそもこの問題を人命にかかわる重大な問題であると主張しているが、延滞金が減免にならないこととの直接的な因果関係は一切ないとも書いてある。徴収緩和制度をどんなに拡大解釈しても、そのどれも該当しないため、減免不承認を決定している。医療費が必要不可分との主張に固執しているようだが、今回の延滞金免除不承認の決定においては、判断基準としては一切関係ないというふうな再弁明書なるものを送ってきたんですね。

私は、市民の命と暮らしを守るという立場、これは大事だと。もし今言った糖尿病なり、目の

問題なり、これが悪化した場合は働けなくなるわけでしょう。この方は運転手だそうです。そうになったら元も子もないじゃないですか。一体、こういう病気について、市職員が医者と同じように判断することはできるんですか。どうですか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

お答えいたします。

何分、個人情報ですので、余り詳しくは申し上げられませんが、本人からの生活状況の一覧とかを提出していただきまして、その中で給与に占めるいろんな支出の割合等を見させてもらいましたが、医療費につきましては3、4、5月と1万8000円から3万円の間となっております。そのほかに支出状況を見ますと、ちょっと携帯代が高かったり、家賃が高額だったりする面もございまして、まずは生活の見直しの中でいろんな問題は解決するのかなと、私はこれを見て率直に感じました。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

市民部長は、疾病等の条件、そういうことも上げられましたよね、減免についてはね。こういう意味では、疾病という条件に近いというふうに思うんですね。やっぱりそういうところを考慮しないと、彼が働けなくなったといたら重大な問題ですよ。

とにかく差し押さえる、こんな話をした。払え、払えと。でも気に食わなくなると態度を急変する。こういう対応では、みんな怖くて納税相談に行けなくなっちゃいますよ。そうしたら、何と言ったと思いますか。納税相談に来る人は、もう最初からお願いベースだから、上から目線になっちゃうのは当然だというような言い方をしたんですよ。こういう態度ってありますか。

私ね、すばらしい挨拶を紹介したいと思います。6月1日、ことしですが、まちづくり学校というのがあるんですね。このときに、開催地の高杉 徹、坪井 透じゃなくてね。市長の歓迎挨拶が、「私は部課長会議のときに、自治体の目的は何なのか、あるいは自治体で働く職員は何のために仕事をしているのかということをよく話しています。その中でたった一つのことをいつも言います。自治体の役割は、そして何のために職員は働くのか。それは社会的弱者を救うこと、弱い人を救うことが自治体の一番大切な役割です。それは民間サービスではできないことです。公的なサービスはしっかりと行われる最も中心的な課題が社会的弱者を救済することであり、そのことに力を入れることだ。職員の皆さんの根本的な使命なんですよ」というふうに述べているんですね。こういうポリシーを持っている地方自治体の首長、すばらしいと思います。市長どうですか、この高杉 徹さんの、市長の挨拶について、この滞納の問題も含めて、関連してお答えいただけますか。

○議長（鈴木良道君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

まず、滞納者の取り扱いでありますけれども、滞納者はそれぞれの事情の中で滞納しているわけでありまして、それが本当に、今佐藤議員が言われているように病気であったり、いたし方ない立場であったりする場合と、あと、ややもすれば、払える余裕があるのに払わないという場合もあるわけでありまして、その辺の判断については大変難しいわけではありますが、適切な職員の指導を通して、上から目線ではよくありませんので、その立場になって指導できるような体制はとっていきたいと思います。

それから、政治に対する考え方、今ご披露いただいた市長さんの話でありますけれども、私も、政治の基本は、やっぱり社会にはいろんな方がいます。そういう中で、強い人、弱い人いるわけでありまして、そういった谷間をいかに平均化していくかといいますか、そういったものが基本的な行政社会の役割でありますので、政治の役割でありますので、そういった気持ちで、私も微力ながら取り組ませていただきたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

ありがとうございます。

こういう弱者をいかに救うかという立場でやっている職員が常にそういう立場でいれば、恐らく大きな皆さんの支持も集まるかなと。今回給料がちょっと上がりますね、もとに戻るのか、そういうことについても批判が出てなくなるというふうに思うんですね。

それでは、子育て支援のほうにいきますが、さくら保育所の問題についてちょっとお聞きしますが、来年の4月1日から子ども・子育て支援新制度が始まるんですね。しかし、保護者を初め、保育関係者には新制度の内容が十分に届いていません。私は、この新制度は大いに問題があるというふうに思っていますが、具体的には議案質疑の中で述べますが、新制度がどうなるかも見きわめて、さくら保育所の閉所を考えるべきだというふうに私思うんです。話し合いということも大事ですが。

特に、新制度における保育の供給体制、これ市町村で策定される子ども・子育て支援事業計画に託されております。これは5年後の子どもの人数の推計及び親の就労意向など、アンケートに基づいて保育量の推計を行って、その供給のあり方を今年度末に策定するということになっていきますね。そういう意味では、待機児がいるということですよ。特にゼロ歳児から2歳児。こういう意味ではかなりの保育量が見込まれると思うんですが、こういう保育量を何によって供給するかというのが問われているんです。民間に任せればよいということじゃなくて、24条第1項というのは残りました。市町村の実施義務というのがね。

そういう意味では、この新制度の供給体制、こういうこともあわせてお考えになることが必要だと思いますが、市長、どうですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

まず、さくら保育所の問題の前に、現在の保育行政、議員さんご承知のとおり、国全体が民営化の方向にいてまして、そういった中で、我々としましても、かつては全てが公費で賄って

きたわけでありますが、そういう流れの中で、民間でできれば民間というような形を、国の中で今回判断するものでございます。

しかも、前市政の段階で民間の施設を現実にもうつくってしまっている中で、大変難しい判断を我々は考えています。しかしながら、そこに入所されている保護者の皆様方、その気持ちを大前提にして十分話し合いをして、そして今の保育行政の事情も話をした中にご理解をいただきながら、私は閉所する方向で考えざるを得ないのかなというふうに考えておりました、先ほど答弁させていただいた状況でございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

民営化、民営化と言って、民営化が全てだということじゃないんですよ。24条第1項が残ったんですよ。多くの皆さんの、保育者の要望というかね、運動で。やっぱりちゃんと公的な責任をきちっと守るということが今回法律で残ったわけですよ。そういう観点で、実際に保育の量というのを決めて考えるということでもありますから、そういうことも含めてどうですかと言っているんです。どうですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

そういった保育行政につきまして、公的な立場でやらなければならないこと、それから民間に任せたほうがいい部分、それぞれあると思います。そういったものは十分に検証しながら、今後市政を進めていきたい。それから保育行政についてもそういうことで進めていきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

それから、保健福祉部長にお聞きしますが、前回、木村さんが保健福祉部長のときに、私がこのことについて定員は15人ですよと。条例は改正していないわけですからね、15人は15人なんですよ。途中で産休明けで入るといった人たちがいるんですよ。当然でしょう。ところが残念ながら、なかなか入れてくれないというので、千代田保育園に振り分けられたそうですが、千代田保育園は来年度、認定こども園というふうになるというふう聞いていますが、どうですか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

現在、そのようなことで進めている状況です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

「新制度認定こども園説明会、不安の声が続々」、これが現実なんですよ。恒例になったらど

うなのか、直接契約ですからね。幾ら市町村があっせんをしたとしても、直接契約ですから大きな問題になるわけです。

特に、今回のさくら保育所の場合は、まだ実施前ですよ。まだ産休明けでさくら保育所に入りたいという人がいるんですよ。どうするんですか。定員をきちっと守るんですか、守らないんですか。答弁をお願いします。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

先ほども申し上げましたが、今年度の受け入れにつきましては前年度秋口あたりから新年度の受け入れ情報としての……

[佐藤議員「同じ答えはしなくてもいいよ」と呼ぶ]

○保健福祉部長（金田克彦君）

現在では、全体の保育、待機児童の数としましては、さくら保育所だけではなく、ほかの民間を含めた中での枠の中では確保される児童数となっておりますので、民間のほうへの入所のほうは進めている状況にあります。

現在は、そのような中では、新たに現在初めて運営しているところですが、現況では、まだ不足しているというようなものにはならないために、受け入れを現在は行っていない状況にあります。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

定員は変更していないんですよ、それを守るんですか、守らないんですかと聞いているんですよ。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

定員につきましては、先ほども申しましたが15名というようなことで、ホームページ等にも現在まで掲載されております。このようなことが保護者にとっては誤解を招く原因かと思っておりますので、今後は、その可能な定員については、ホームページ等で可能な人数、またはそれにかわるような表現をとりまして、現況の受け入れ態勢について提示したいと考えております。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

これ、定員は勝手に変えられるんですか。これは。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

規則の中では、保育所の定員、さくら保育所につきましては180名というような定員枠という

ようなことでなっております。ゼロ歳児から5歳児までに関しまして何歳というような決まりではございません。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

今ね、もう連続して産休明けの人がさくら保育所に今度は入れてもらいたいということが出てきているわけでしょう。それを、公的な責任を放棄するというのは、これ責任逃れですよ。

実際には、行政不服審査、または行政訴訟も不服申し立てもできるわけですよ。こういう事態でも、実際には杉並区だとか、ああいうところで起きているわけですよ。ちゃんと受け入れる定員が15人なのに、勝手に変えるというのは、これは認められないですよ。もう一度答弁してください。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

何度も申し上げますが、前年の秋口あたりから来年度の枠、人数等を示した中での募集をしてございます。そのような募集の中から、民間保育所の活用なども図りまして、さくら保育所の受け入れ人数等を決めていくわけでございますが、その中で保育士等の職員の割り振り、または保育に当たる保育スペースの確保、それらの考慮をしまして4月からは運営していくことになってますが、そのような状況の中での途中入所ということが、なかなか現況では難しい状況でございます。

ただいま議員さんからご指摘のことにつきましては、今後また、そういうような形での入所申し込み等が多く発生し、また民間保育所を含めましての受け入れ枠がないというような状況になりましたときには、受け入れ態勢のほうを整えていきたいというようなことで考えております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

なかなかちがいが明かないんで、市長答弁願いたいと思うんですけども、千代田保育園が来年認定こども園になるわけでしょう。そうすると直接契約になるんですよ。公的な責任という点では違うんですね。ところが、さくら保育所もしくは認可保育所は公的保育になってくるわけですね。そういう関係もあるんですよ。だから千代田保育園に持っていけばいいというわけじゃないんですよ。そういう点で、まだこのさくら保育所があるわけです。これについて市長、今同じような答えばかりやっていますので、前向きな答弁をお願いします。

○議長（鈴木良道君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

まず、公的な保育所につきましては、さくら保育所も含めましてどうしていくかということは、私どもこれから検討しなくちゃならないというふうに思っています。ただ、さくら保育所につき

ましては、先ほど答弁で申し上げましたように、考え方としましては、民間移行の中で、当然私立の保育所もできているわけでありますから、さくらについては、手順はいろいろ検討しながら、しかも保護者の皆さんと十分に議論して、ご要望等もいただいておりますので、その辺を考えながら検証して、ただ、公的な役割全体としては、検討する中で、どう担っていけばいいのか、我々行政としても、そういった面でもしっかりとした保育行政が、民間でできないような部分をカバーできるような形のものとはっていきなというふうに考えています。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

なかなかいい答弁が出ないんで、恐らくこの保護者の方はがっかりするんじゃないかなというふうに、残念でなりません。

子どもの医療費の無料化の問題なんですけど、市長は、安易な受診がふえ医療費がかさむというようなご意見でしょうが、その無料化を実施した群馬県では、医療機関や多くの医師は、実際には患者数はほとんど変わらないと。むしろ早期受診で医療費は抑えられていると語っているんですね。市は厳しい財政だと言いますが、そしてまた、より少ない財源で、より効果的な方策と言いましたが、そんなに簡単なことにはならないんですよ。やっぱりきちんと財源を投入する必要があるんですよ。

今、市の財政調整基金は、平成25年度の決算で見ますと15億2400万円ですよ。近隣の市町村を勘案するというんじゃなくて、子育てしやすい市として当市が率先してやるべきではないかと思うんですが、市長、どうですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

医療無料化につきましては、先ほどもお話し申し上げましたように、基本的にはいいことでもありますけれども、また財政の問題が1つございます。そういったものもございまして、県の拡大はされましたけれども、近隣市町村とも十分に状況を検討させていただきまして、対応させていただきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

市民部長、財源の金額言ったっけ。無料化するには財源幾らか質問しているから、あれ、聞き逃しちゃったかな。ちゃんと答弁して。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

お答えいたします。

ご質問の自己負担も所得制限もなくした場合の予測される財源ですが、平成25年の実績ベースで申し上げますと、所得制限を撤廃した場合の影響額は約2800万円になります。さらに、外来自

己負担額が1300万円となります。

しかしながら、県から対象年齢拡大によりまして補助金の増加が約600万円見込まれますので、差し引きしますと約3500万円の増加となります。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

そういう答弁を受けて財政調整基金というと数字がかみ合うんですね。今言ったように、15億円という財政調整基金があるわけですから、もう子育てしやすいかすみがうらと、率先してやるべきだというふうに思いますが、市長、改めて、今の財源3500万ですよ、年間。15億円財政調整基金あるんですよ。どうですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

財政調整基金も含めまして、それから医療無料化の負担も含めまして総合的に検討させていただきたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

なかなかはっきりとした答弁がないので、あと時間がなくて国保にいけないなというふうに思いますが、国保については、審議の中でもまたいろいろやりたいと思いますが、特に学校給食の無料化については、今は財源的に難しいということを言いましたが、給食の無料化を1年——これ去年の10月22日の下野新聞の記事なんです、大田原市では実際やって、非常に子育てには有利だという、こういう回答があったそうです。やはりこういう子育て支援というのをしていくべきだというふうに私は思います。

特に、「新婦人しんぶん」というのがあるんですが、ここで高3までの医療費・給食無料、子育て応援のまち埼玉滑川町というのがあるんですね。この滑川町には結婚してから住んでいて、12月に3人目が生まれる予定です。医療費もかからないし、給食も無料で子育てしやすいというふうに言って、給食費の無料化は子どもの貧困が深刻な中で全国的に注目されていますと。町政が変わったというふうに言っているんですね。

特にここの吉田町長さんは、環境・教育・福祉・平和・健康この5本の柱を据えて、住民アンケートで住民の意見を聞いて、緊急性の高いものから実現してきたそうであります。首長にやる気があれば、予算の使い方は住民のために変えられるというふうに吉田町長が言っております。

そういう意味では、この滑川町が財政的にやっていけるのは、大きいホールや無駄なものをつくっていない、いわゆる箱物をしていないからだとも語っております。

そういう意味では、有効に財源を活用して、子育てしやすいというようなこういう環境をつくるということが必要だと思いますが、改めて市長の答弁を求めたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

給食の無料化が子育ての有効な手段の一つであるということは認識をいたしております。

ただ、何回も申し上げましたように、今、本市におきましても、他町村と同様に、大変少子高齢化社会が進展をしております。そういう中で、今後、財政的な構造といいますか、そういったものの弾力性を持たせるためにも、ある程度余裕がないと総合的なまちづくりができませんので、そういった中で一つだけにといいきませんので、総合的に判断しながら、今後はそういったものについても検討し、国の制度、県の制度、そういったものを注視しながら子育て応援の事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

国保のことについては、なかなか次にいきません。あと時間がありませんが、やはり無駄な公共事業というか、広島であるような災害が起きました。やはり雪入でもああいう土砂崩れが起きたという経験もありますので、やはりそういう意味では、きちっとした検証をして、大型公共事業をやめるということを求めて、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君の一般質問を終わります。

○議長（鈴木良道君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

続いて、休会についてお諮りいたします。

あす9月9日は休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次回は9月10日の定刻から会議を開き、引き続き一般質問及び所信表明に対する質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 3時28分